

第3次笛吹市行財政改革大綱

平成26年度～平成29年度



平成26年4月

笛 吹 市

第3次笛吹市行財政改革大綱 目次

第1章 笛吹市の現状と課題.....	1
1-1 これまでの行財政改革の取り組み状況と課題.....	1
1. 職員定員適正化と人件費推移.....	2
2. 市民サービス・窓口サービスの向上.....	3
3. 市税の収納率向上.....	3
4. 指定管理者制度の導入状況.....	4
5. ストップ・温暖化の実践.....	6
6. 公共施設の状況.....	6
7. 行政評価制度の効果的な運用状況.....	8
1-2 笛吹市の財政の現状と課題.....	9
1. 歳入の状況.....	9
2. 平成24年度の一般会計の歳入状況.....	10
3. 自主財源の推移.....	11
4. 市税の内訳と推移.....	12
5. 歳出の状況.....	13
6. 物件費の内訳.....	14
7. 議員、委員及び特別職の報酬・給与.....	14
8. 扶助費の内訳.....	15
9. 繰出金の現状.....	16
10. 基金及び地方債の状況.....	17
11. 財政指標による類似団体との比較.....	18

第3次笛吹市行財政改革大綱 目次

第2章 第3次行財政改革大綱の基本的な考え方	19
2-1 第3次行財政改革の必要性	19
2-2 第3次行財政改革の基本目標	20
2-3 第3次行財政改革の基本方針	21
1. ～市民との協働による行財政改革～	21
2. ～職員のスキル向上と意識改革～	21
3. ～行政の仕組みづくりによる行財政改革～	21
4. ～健全財政の堅持～	21
2-4 第3次行財政改革の取り組み期間	22
第3章 改革の視点	23
3-1 市民との協働による行財政改革	23
1. 市民との協働を進めるための共通事項	24
2. 市民と行政の活動領域の考え方	24
3. 市民との協働による事業の進め方	25
3-2 職員のスキル向上と意識改革	26
1. 専門的なスキルアップの研修	26
2. 自主研究グループ活動支援	27
3. 人事制度の構築と運用	27
4. 市民と協働を推進するための取り組み	28
3-3 行政の仕組みづくりによる行財政改革	29
1. 公共施設の将来を見据えた適正な配置	29
2. 職員の削減と定員適正化	30
3. 組織体制の再編	31
4. アウトソーシングによる事務の効率化	31
5. 協働を推進するための行政指針の策定	32
6. 説明責任と情報公開	32

第3次笛吹市行財政改革大綱 目次

7. 行政評価システムによる仕組みづくり.....	32
8. 入札契約制度の適正な運用	32
9. 危機管理の仕組みづくり.....	32
3-4 健全財政の堅持.....	33
1. 市税及び使用料の確保.....	33
2. 国県支出金の適正な確保.....	34
3. 未利用の市有財産売却による財源の確保.....	34
4. 基金の活用	34
5. 中・長期財政計画の整備	34
6. 歳出構造の見直し	34
7. 普通建設事業の見直し.....	35
8. 補助金及び負担金の見直し.....	35
9. 特別会計等の経営健全化	35
10. 納付の推進と納付の環境整備.....	35
11. 徴収体制の見直し	36
第4章 第2次行財政改革の検証.....	37
4-1 第2次行財政改革実施計画の検証基準.....	37
4-2 改革項目の進捗状況	38
4-3 改革項目の検証状況	42
第5章 将来の財政予測	57
5-1 将来の財政予測.....	57
1. 計画期間及び会計単位.....	57
2. 収支試算の前提条件	57
3. 歳入・歳出の試算の内容	58
資 料.....	64

第1章 笛吹市の現状と課題

1-1.これまでの行財政改革の取り組み状況と課題

笛吹市では、合併後、新たなまちづくりに向けて、安定した行財政運営が続けられるよう、1次・2次の行財政改革大綱による改革の取り組みを進めてきました。

第1次行財政改革(平成17年度から平成21年度)では、「人材の効果的活用」、「財政構造の健全化」、「事務事業・組織機構の見直し」、「開かれた市政の実現」を改革内容とする、簡素で効率的な組織の転換を進めてきました。

笛吹市集中改革プラン(平成17年度から平成21年度)では、スリムで魅力的な市政を実現するため、財政効果が見込まれる「定員適正化と人件費削減効果」、「市税収税率の向上」、「事務事業の再編整理」、「公共施設の見直し」に数値目標を定め、それによってサービスが低下をしない質の高い行政サービスの提供に取り組んできました。

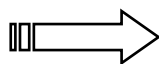
さらに、第2次行財政改革(平成22年度から平成25年度)では、「小さな市役所実現に向けた改革」、「健全な財政基盤構築に向けた改革」、「計画的な行政経営実現に向けた改革」、「市民第一主義の行政実現に向けた改革」の具体的な改革項目を掲げ、大胆な経費節減や財源確保に取り組んできました。

これからの行財政運営は、国が推進する「地域主権」により、さらに基礎自治体への質と量の本格的な移行が考えられることから、基礎自治体は自らの判断と責任において地域の実情にあった市の行財政運営が求められ、行政運営の真価が問われることとなります。

このようなことから、第3次行財政改革大綱では、多様化する地域課題に柔軟に対応できる、質が高く、満足度の高いまちづくりを目指すため、これまで取り組んできた改革項目を継続しつつ、本市を形成する担い手の役割分担を見直した「新しい公共」の在り方による行財政改革を推進して行きます。

第1章 笛吹市の現状と課題

1-1-1 職員定員適正化と人件費推移

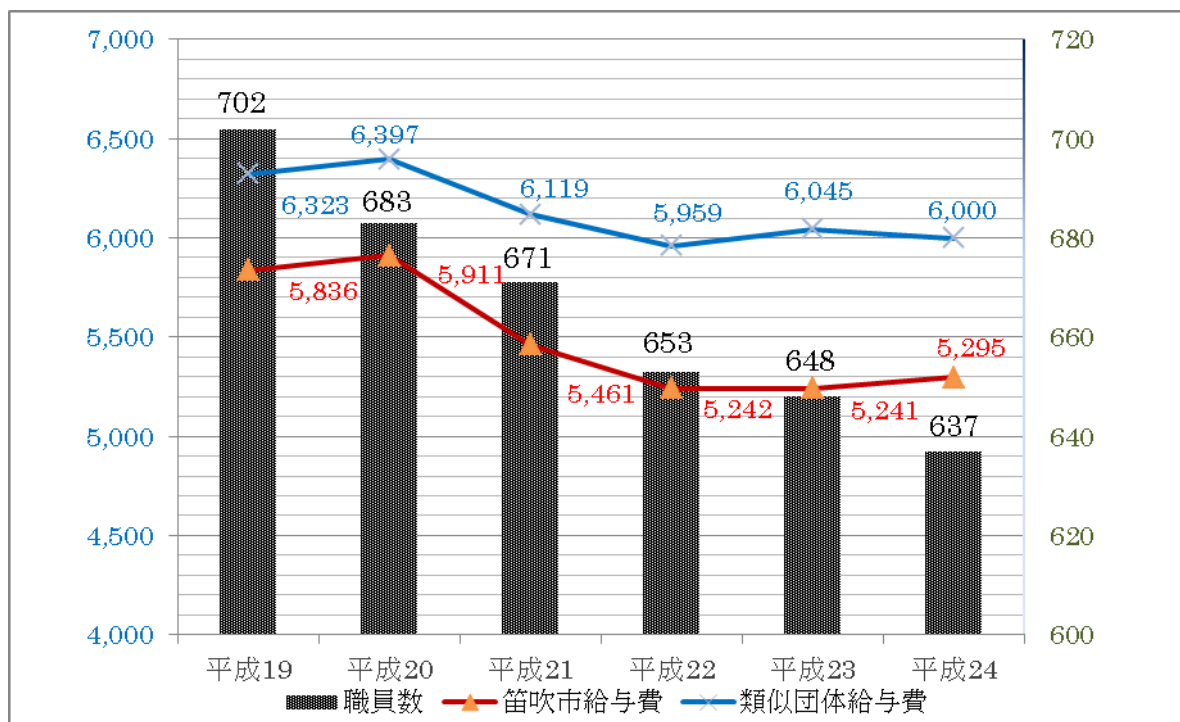


第1次行財政改革から継続して取り組んでいる、「定員適正化と人件費削減」では、職員定数を計画的に見直すとともに、行政課題を迅速かつ柔軟に対応できる人材育成の向上に努めてきました。取り組みの成果として、平成24年度は637人で、平成19年度から65人の削減が実施されました。第2次大綱の計画期間内においても34人(平成21年度の5%)の削減が実施されました。一般会計による、平成24年度の一人当たりの給与費の状況は、5,295千円で、平成21年度以降横ばい傾向にあります。また、類似団体¹平均の一人当たりの給与費と比較しても低い状況であります。今後、職員削減によるサービスの低下を招かないように、職員のスキルアップを図るとともに、職員の能力が発揮できる組織体制の構築が必要です。

【図表1】定員適正化計画に基づく削減数と給料の推移

棒グラフ:(一人当たり給与費:千円)

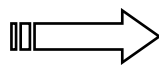
折れ線グラフ:(人)



¹ 類似団体:国勢調査をもとにした人口と産業構造(産業別就業人口の比率)によって、市町村を分類し、同じ分類となった全国の市町村を指します。平成23年度、笛吹市(Ⅱ-1)と同じ類似団体は195団体

第1章 笛吹市の現状と課題

1-1-2 市民サービス・窓口サービスの向上



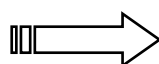
市民サービスの向上を図るため、コンビニエンス・ストアでの証明書交付、証明書自動交付機の設置や日曜本庁窓口の業務を促進してきました。平成24年度における証明書の交付のうち、自動交付機の利用率は34%で、平成22年度から実施されたコンビニエンス・ストアの証明書交付の利用率は平成22年度0.3%、平成23年度3.5%、平成24年度は4.8%であり、証明発行件数も3千件台へと飛躍的に伸びています。今後、庁舎における窓口サービスについては、関係部署の情報の共有化による事務の効率化を図り、窓口のワンストップ化¹やインターネットでの電子申請等を活用しつつ、市民の立場に立った利用しやすい窓口サービスの改善に努めます。

【図表2】証明書の交付件数

(件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
窓口による交付件数	49,001	44,446	41,235
自動交付機交付件数	22,618	23,711	22,608
コンビニ交付件数	210	2,500	3,234

1-1-3 市税の収納率向上



平成18年度に収税専門部署として、収税課を設置すると共に、平成19年度から滞納整理システムを導入し、効率的な収納体制の強化を図りました。平成19年度の現年収納率は94.2%で、平成19年度以降年々上昇し、平成24年度は96.4%となっています。また、滞納繰越の収納率については、上昇傾向の状況にありますが、平成24年度は16.2%で依然と低い状況にあります。

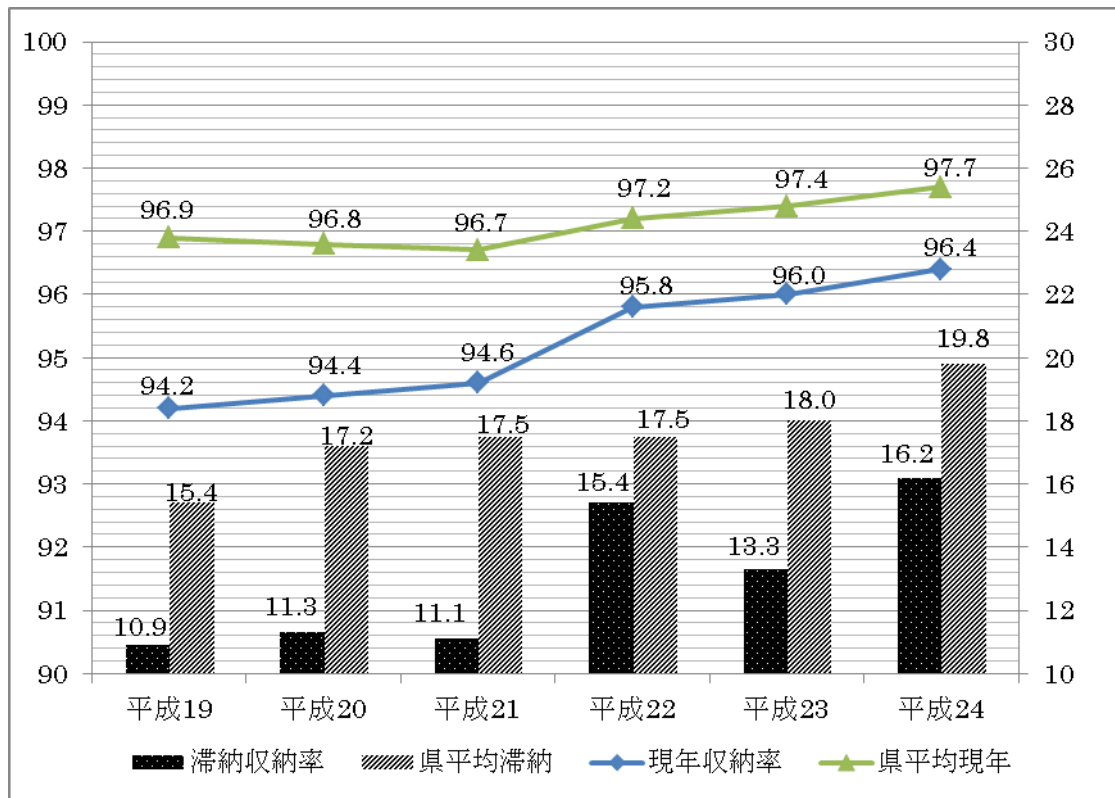
引き続き滞納状況の分析に基づく事務処理を行い、自主財源の確保及び公平性・信頼性の確立の観点からも、収納対策の一層の強化が求められます。

¹窓口のワンストップ化: 転入や転出の際、複数の課の窓口で関連する手続きをする必要があったが、1か所の窓口で行うことのできる総合窓口。

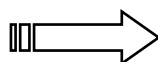
第1章 笛吹市の現状と課題

棒グラフ(滞納):% 【図表3】市税の収納率の推移

折れ線グラフ(現年):%



1-1-4 指定管理者制度¹の導入状況



本市における公の施設で、指定管理者制度の導入を検討すべき施設は145施設あります。

平成21年度は46施設で指定管理者制度を導入しました、それ以降も増加傾向にあり、平成24年度に導入している施設は57施設となっています。財政的には、平成24年度における直営による支出と指定管理制度導入後の公費負担の差異は73百万円となり、経費節減の成果が表れました。

今後、公共施設の運営については、施設の目的、管理運営の専門性や公平性、利用者の満足度等、さまざまな観点から検討したうえで、総合的に判断する必要があります。

¹ 指定管理者制度: 公の施設の管理を民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的にされた制度。

第1章 笛吹市の現状と課題

【図表4】施設別指定管理者導入状況

(件)

施設の種類	施設数	指定管理者導入状況					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
温泉・観光施設	4	3	3	3	3	3	3
図書館	6	—	—	—	—	—	—
博物館・美術館	3	—	—	—	—	—	—
教育・文化施設	14	6	6	6	6	6	6
社会体育施設	24	5	10	10	14	14	14
福祉センター	4	4	4	4	4	4	3
保育所	15	1	1	1	2	3	4
児童館（学童保育）	6	1	1	1	3	3	3
保健センター	5	—	—	—	—	—	—
情報施設	1	1	1	1	1	1	0
直売施設	4	3	3	3	4	4	4
加工施設	3	2	2	2	2	3	3
公園	15	8	9	9	9	10	11
市営住宅	29	1	1	—	—	—	—
衛生施設	1	1	1	1	1	1	1
その他	11	5	5	5	5	5	5
合計	145	41	47	46	54	57	57

【図表5】指定管理者制度導入による公費負担比較

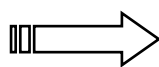
(千円)

指定管理料						公費負担比較（24年度決算見込額）		
19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	直営（A）	導入後（B）	差引額
328,143	360,351	349,018	499,944	564,163	646,058	719,634	646,058	▲73,576

(A欄)は直営の場合の公費負担を推計したもの (B欄)は対象年度における指定管理料の額

第1章 笛吹市の現状と課題

1-1-5 ストップ・温暖化の実践

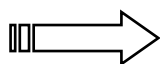


本市における、公の施設については平成21年度から平成25年度までに、CO₂の排出量を平成21年度に対して、3%の削減を目標に掲げ部署ごとにガソリン・灯油の節約や節電に取り組んでいます。平成24年度においては平成21年度基準年度と比べて▲1035.56t-CO₂、対比で▲11.16%の削減が行われました。引き続きCO₂削減に取り組み、エコアクション21¹の認定登録事業者として環境保全に努める必要があります。

【図表6】笛吹市役所のCO₂排出量

平成24年度	8246.98 t-CO ₂
平成23年度	8217.89 t-CO ₂
平成22年度	9481.46 t-CO ₂
平成21年度	9282.54 t-CO ₂

1-1-6 公共施設の状況



本市が保有する施設は184施設あり、公共施設の多くが老朽化しつつあります。このままの施設規模を維持していくには、莫大な費用が必要となり、財政運営を圧迫することが懸念されます。今後、公共施設の抱える課題を検討する資料として、平成25年度に「公共施設白書」を作成し、実態把握・現状の分析を行い、再編成等の改善案を検討していく必要があります。主な公共施設等の年間維持管理費には、床面積千m²当たり年間3,580千円の管理費を要しています。特に電気代が維持管理費の48%を占めていることから、ストップ・温暖化計画と併せた取組みを行い、電力消費量を抑えていく必要があります。

¹ エコアクション21:環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムに対する認証・登録制度

第1章 笛吹市の現状と課題

【図表7】主な公共施設の年間維持管理費

(千円)

床面積千㎡当たりの 年間施設維持管理費	光熱水費		修繕費	清掃費	合計
		うち電気代			
	2,181	1,714	685	714	3,580
(割合)	(61%)	(48%)	(19%)	(20%)	

※年間維持管理費は本庁舎・南館・支所・保健センターの平成23年度と平成24年度の維持管理費の平均額

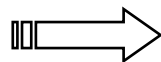
【図表8】笛吹市の公共施設状況

施設分類	施設数	施設分類	施設数
本庁（事務所）、支所	9	情報施設	1
保健センター	(6) 4	農産物直売所・農産物加工所	7
社会福祉施設	(15) 9	観光・観光施設	6
診療所	1	駐輪場	2
保育所	15	公園	15
児童館	6	し尿処理施設	1
社会体育施設	24	消防施設	4
図書館	(6) 4	小・中学校	19
社会教育施設	15	教員住宅	4
博物館、美術館	5	学校給食調理場	4
市営住宅	29	合計	184

※表中の施設の状況は平成25. 4. 1現在。 ()は他の施設建物に併設されているもの。

第1章 笛吹市の現状と課題

1-1-7 行政評価制度の効果的な運用状況



平成20年度から、総合計画の将来像を達成するため、行政評価システムを導入し、施策の評価及び検証に取り組んでいます。平成21年度から行政評価の結果を市のホームページに公表しています。平成24年度においても施策の28施策・事務事業の675事業の検証結果について、事務事業・施策評価シートを活用した公表をしました。

引き続き計画的な行政を推進するためには、行政評価を定着させた予算編成や定員管理、人事管理等にも活用しつつ、透明性・実効性の高い行政マネジメントサイクルの取り組みが必要です。

【図表9】行政評価の構築と運用

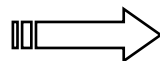
前年度の評価 ⇒ 検証 ⇒ 次年度方針 ⇒ 予算編成・優先事業 ⇒ 市民へ公表

4月・5月	6月・7月	8月・9月・10月				11月～3月			
前年度の事務事業評価検証	施策所管課長による施策の検証	重点施策の選定	財政収支見通し	次年度経営方針を決定	新規事業・拡充事業確認	予算編成方針公表	事務事業優先度決定	重点施策横断課題確認	次年度の予算・計画公表
事務事業見直し・事業廃止の検討	事業並びに施策の結果を報告								

第1章 笛吹市の現状と課題

1-2. 笛吹市の財政の現状と課題

1-2-1 歳入の状況

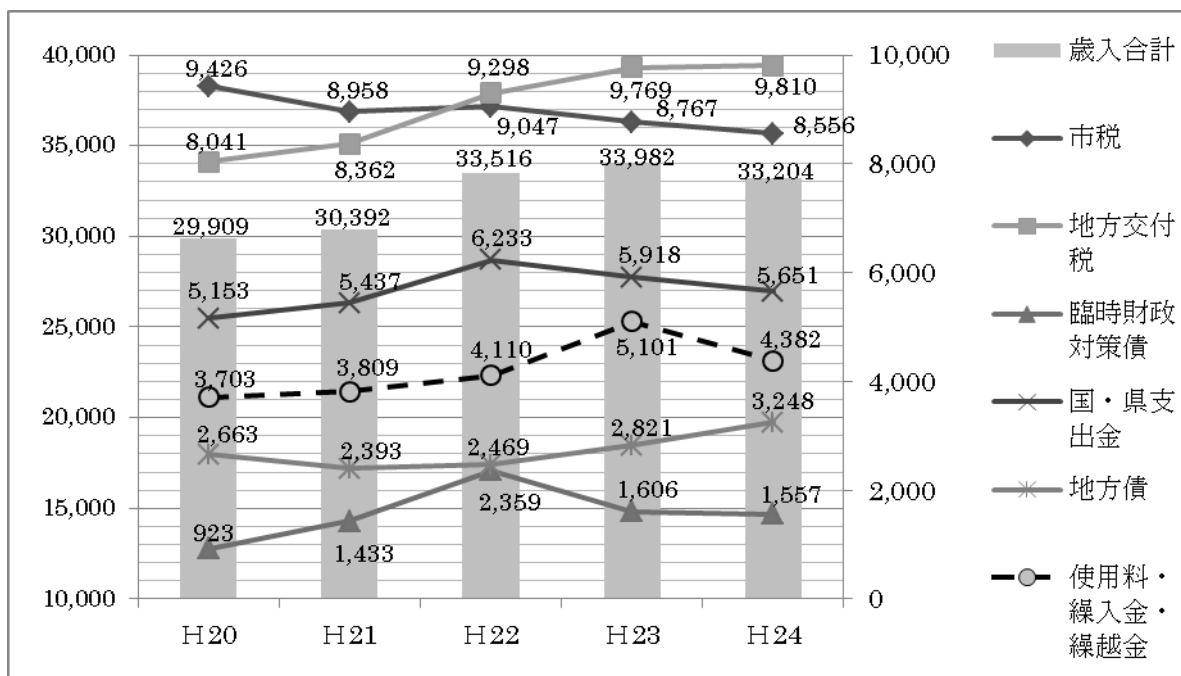


過去5年間の一般会計の歳入状況は、平成20年度の299.1億円から平成24年度の332.0億円と推移し、33億円(11.0%)の増額となっています。主な要因は、地方交付税の18億円のほか、地方債の5.8億円の増額です。歳入の主な自主財源である市税は、この5年間ににおいては減少が続いています。地方交付税は平成22年度以降、公債費等の算入加算により最も多い歳入項目となっています。臨時財政対策債¹は、平成21・22年度と増加を続け平成22年度の23.5億円をピークに以降横ばいとなっています。使用料・繰入金・繰越金は平成20年度以降増加を続け、平成23年度では51億円となっています。国・県支出金は各交付金とも増加を続け平成22年度の62.3億円をピークに以降は若干の減少となっています。

棒グラフ: 百万円

【図表10】一般会計における主な歳入項目の推移

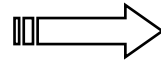
折れ線グラフ: 百万円



¹ 臨時財政対策債: 地方交付税の交付原資の不足に伴って、地方交付税に代わる地方公共団体の一般財源として発行可能となった特例的な地方債(後年、当該元利償還金全額が普通交付税で措置される。)

第1章 笛吹市の現状と課題

1-2-2 平成24年度の一般会計の歳入状況

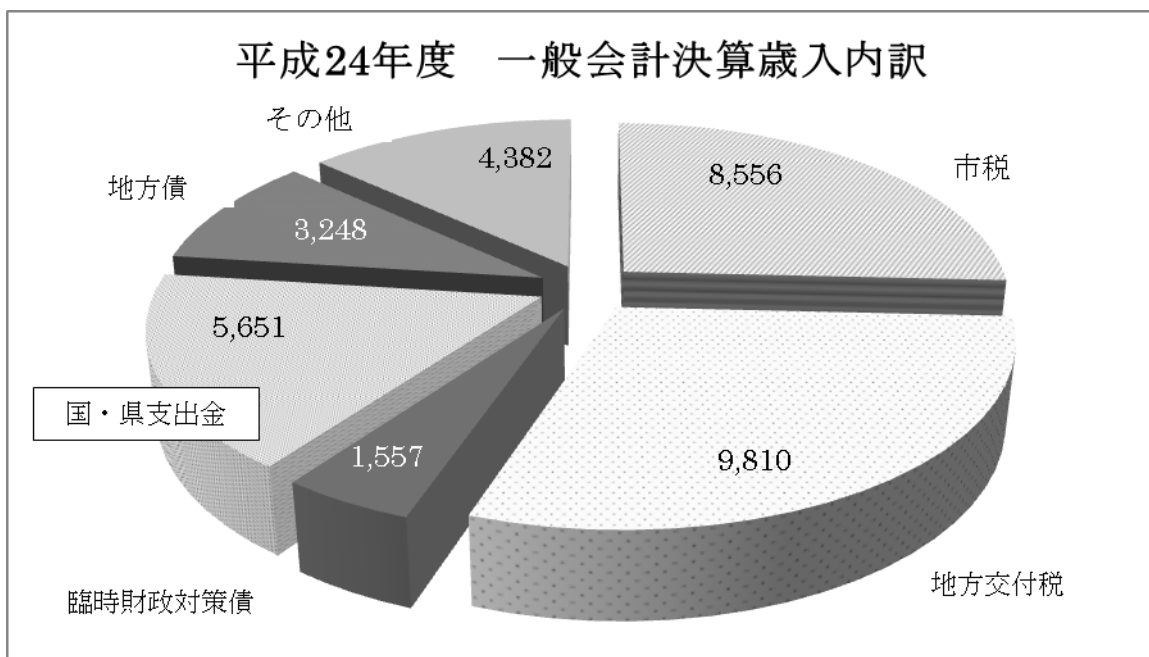


平成24年度の一般会計の歳入の内訳を見ると、地方交付税が98.1億円(29.5%)で最も多い歳入項目となっています。歳入の根幹を成す市税収入は、85.5億円(25.8%)であり、市税と地方交付税を合わせると、歳入総額の5割以上となり、本市の基幹財源であることが分ります。

以下、国・県支出金56.5億円(17.0%)、地方債¹32.4億円(9.8%)、臨時財政対策債15.5億円(4.7%)、その他43.8億円(13.2%) (その他の主な項目としては地方譲与税、使用料・手数料、交付金、分担金及び負担金等)であり、平成23年度の339.8億円から7.8億円の減で、歳入総額は332.0億円の歳入となっています。今後、合併算定替²による地方交付税の漸減が見込まれることから、市税等の自主財源の確保に努める必要があります。

【図表11】平成24年度一般会計における歳入項目の状況

円グラフ:百万円

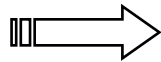


¹ 地方債:学校建設や道路整備のように臨時的に多額の費用が必要となるときに、市が国や銀行などから借り入れる資金です。

² 合併算定替:合併により減額する地方交付税を一定期間確保する特例措置。合併した市町村の地方交付税は、合併後10年間は合併前の水準が確保される。その後5年間で段階的に縮減される。

第1章 笛吹市の現状と課題

1-2-3 自主財源¹の推移



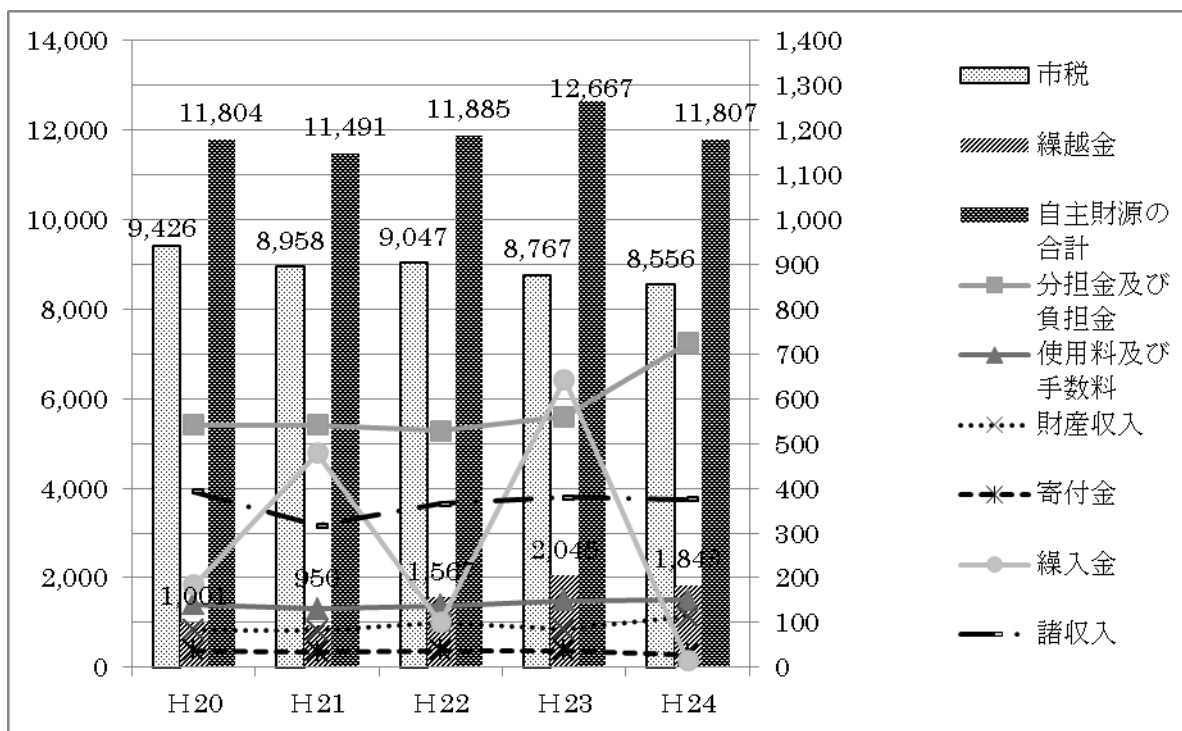
5年間の自主財源の推移を見ると、総額においては120億円規模で推移しており、ほぼ横ばいの状況となっています。項目ごとに見ると市税の減収が続いており、平成20年度の94.2億円から平成24年度の85.5億円と8.7億円の減少となっています。その主な要因は、全国的な景気低迷による市民税の減収と地価下落等の影響による固定資産税の減収であると考えられ、さらに、平成26年度までの都市計画税の課税猶予による減収が考えられます。

他の項目においては若干の変動があるものの横ばいで推移していますが、特に自主財源は歳入に対する割合が多いことから、財政の健全化にむけては、市税の増収政策に取り組む必要があります。

【図表12】一般会計における自主財源の推移

棒グラフ:百万円

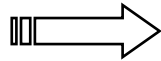
折れ線グラフ:百万円



¹ 自主財源: 地方公共団体が地方税・使用料及び手数料等、自主的に収入することができる財源。

第1章 笛吹市の現状と課題

1-2-4 市税の内訳と推移

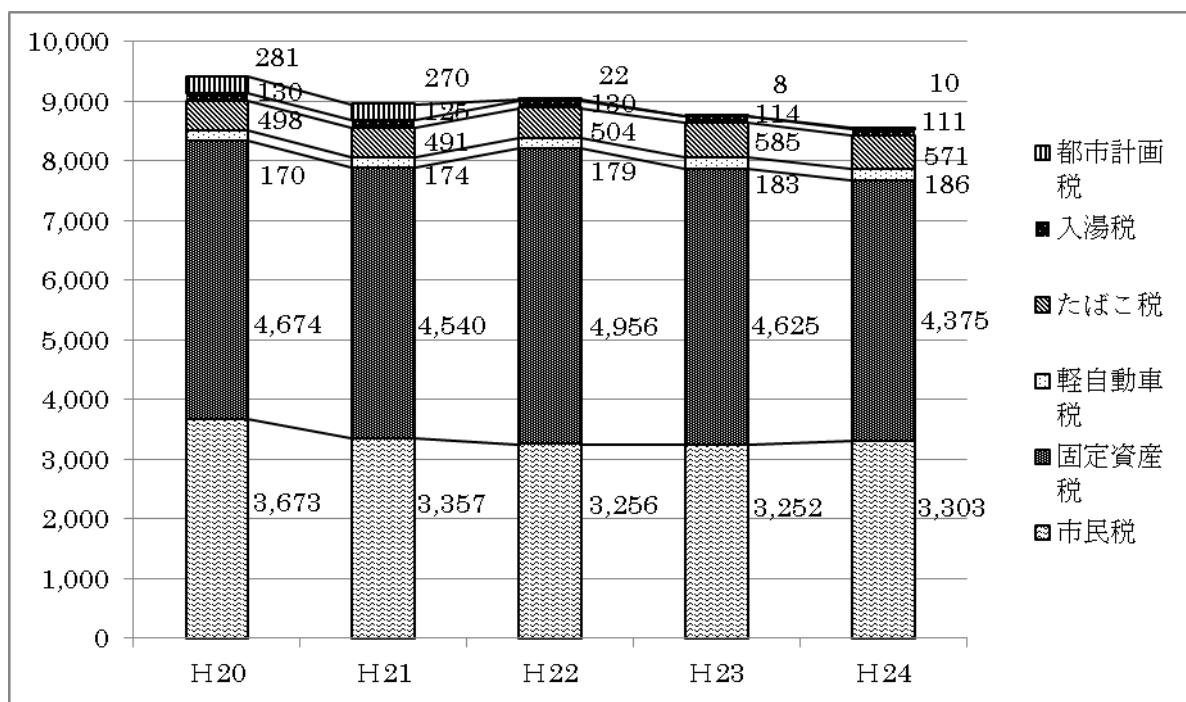


市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税で構成されています。市民税は平成20年度の36.7億円をピークに減少が続きましたが、平成24年度の33.0億円で下げ止まりとなっています。固定資産税は土地の評価額の下落等により平成20年度以降減少が続いています。また、目的税の入湯税についても減少傾向にあります。たばこ税は平成22年度の税率改正により平成23年度は0.8億円の増収となりました。軽自動車税は、全国的に軽自動車を選択購入する傾向が高まっていることから増収となっています。都市計画税は平成22年度から平成26年度まで課税猶予となっています。

市税は、健全財政に資することと税の公平性を確保することからも、引き続き収納率の向上に取り組む必要があります。

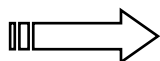
【図表13】市税の内訳と推移

棒グラフ:百万円



第1章 笛吹市の現状と課題

1-2-5 歳出の状況



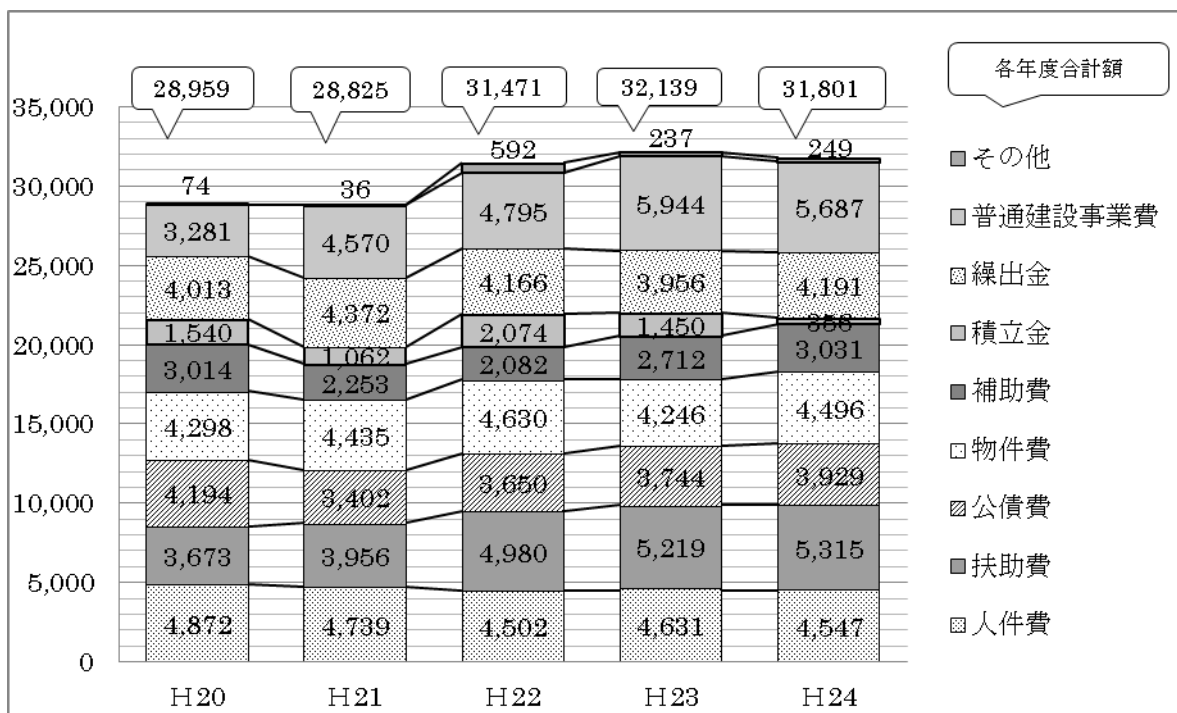
平成20年度以降の歳出状況の推移を性質別に分類すると、普通建設事業費は平成23年度に59.4億円で平成23年度以降最も多い歳出項目となっています。人件費は職員定数適正化計画の推進により平成20年度の48.7億円から減少傾向で推移しています。

扶助費¹は平成22年度に最も多い項目となり、それ以降も普通建設事業費に次ぐ項目となっています。公債費²は平成21年度の34.0億円から平成24年度の39.2億円と増加を続けています。物件費³は平成23年度に42.4億円と減少したものの、以降増加傾向にあります。繰出金は平成21年度以降、歳出全体の13%程度の支出となっています。

引き続き財政の健全化を維持するためには、公共施設の統廃合や事務事業の検証による見直しを図り、事務の効率化に努める必要があります。

【図表14】一般会計における主な歳出項目の推移

棒グラフ:百万円



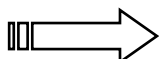
¹ 扶助費: 社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費。

² 公債費: 地方公共団体が借り入れた地方債の元金・利子を償還するための経費。

³ 物件費: 地方公共団体が業務を遂行する際に支出する経費(旅費・光熱水費・通信費・委託料・使用料等)

第1章 笛吹市の現状と課題

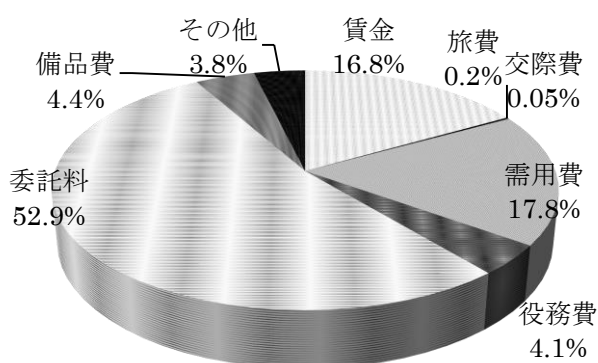
1-2-6 物件費の内訳



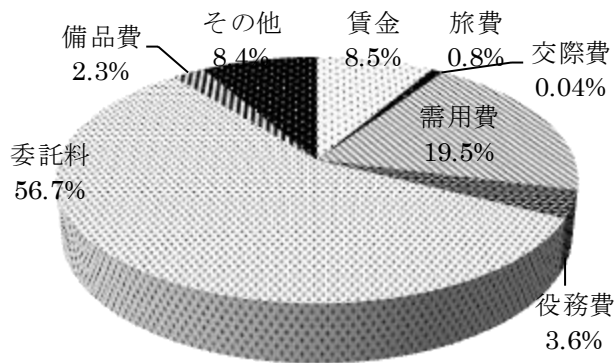
平成24年度の物件費を類似団体¹の総額平均と比較すると、9.8ポイント上回っています。経費別に見ると、最も多い科目は委託料で、物件費総額の5割強を占めています。主な要因は、ごみ処理委託料・電算システム運用管理委託料・指定管理委託料等の割合が多くなっています。賃金は16.8%で類似団体の8.5%の約2倍となっていることから、徹底した事務事業の見直しと、組織体制の再編に取り組む必要があります。

【図表15】平成24年度経費別物件費の類似団体比較

円グラフ:%



笛吹市・H24年度物件費総額:4,132百万円



類似団体・H24年度物件費平均総額:3,762百万円

1-2-7 議員、委員及び特別職の報酬・給与

特別職の給与は、平成18年に副市長の2人制を廃止した以降変動はありません。議員の報酬及び手当は、平成24年10月に議員定数を24人から21人に見直したため、平成24年度において若干の減少がありました。今後、委員等の定数においては、類似団体等の状況を鑑みながら適正な委員数を検討する必要があります。

【図表16】議員、委員、特別職の報酬の推移

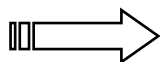
(億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
議員報酬及び手当	1.6	1.3	1.3	1.3	1.2
委員等の報酬	1.4	1.4	1.5	1.3	1.3
特別職の給与	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

¹ 類似団体:市町村の人口・産業構造の2要素の組み合わせによって分類した地方公共団体

第1章 笛吹市の現状と課題

1-2-8 扶助費の内訳

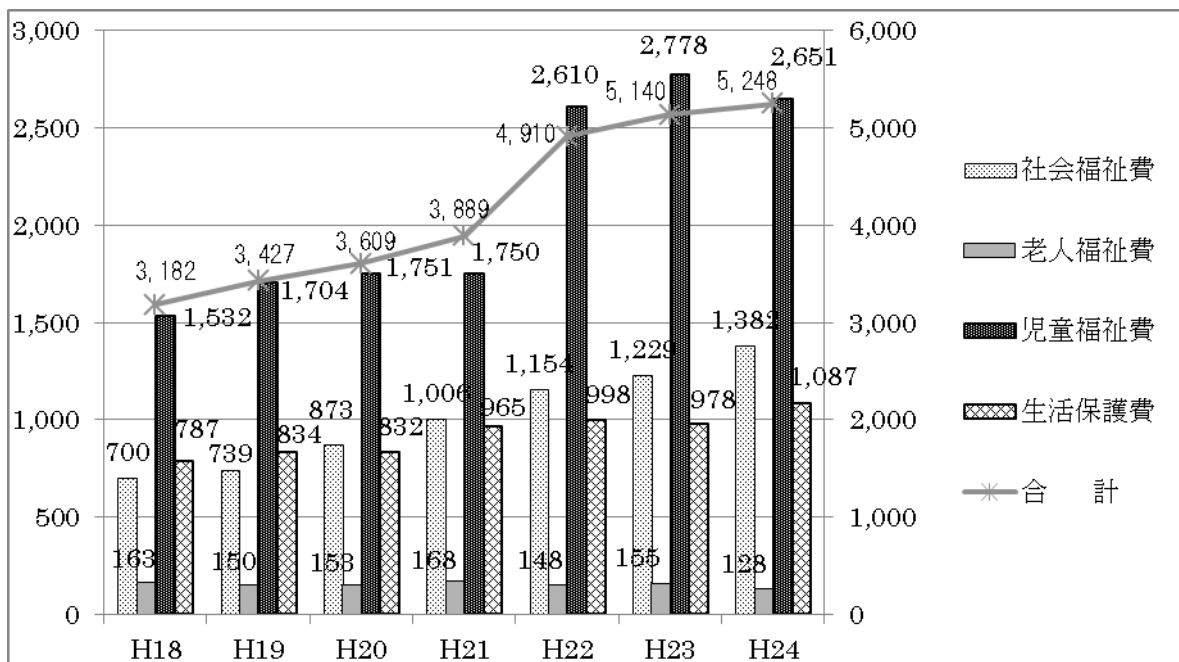


扶助費の総額は、平成18年度の31.8億円から平成24年度の52.4億円と推移し1.6倍となっています。内訳では、社会福祉費は平成18年度の7.0億円から平成24年度の13.8億と増加を続け1.9倍になっています。児童福祉費は、平成24年度は26.5億円で扶助費の5割以上を占める科目であり、平成18年度から11.1億円の増加となっています。主な要因は、平成22年度の児童手当の増加と平成23年度の子どもすこやか医療費助成事業が上げられます。生活保護費も保護受給者の増加により、平成18年度の7.8億円から増加が続いており平成24年度には10.8億円と1.4倍となっています。扶助費については、削減することが困難な経費ではありますが、事業主体の変更や共助等の取り組みにより、事業の縮減を検討する必要があります。

【図表17】扶助費の内訳の推移

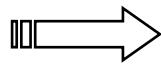
棒グラフ:百万円

折れ線グラフ:百万円



第1章 笛吹市の現状と課題

1-2-9 繰出金¹の現状

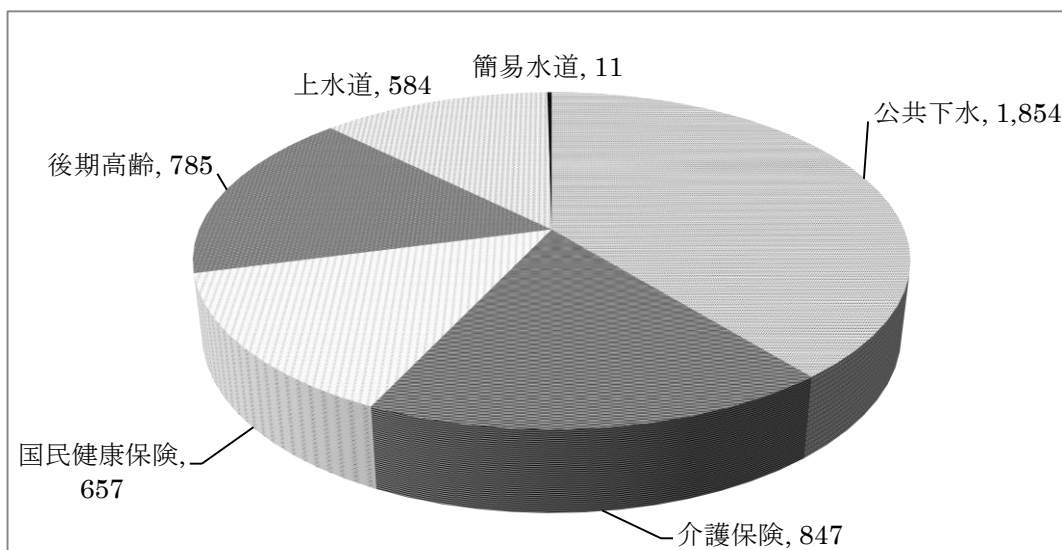


平成24年度の一般会計の繰り出し先を見ると、公共下水道特別会計に18.5億円と最も多く繰り出しています。続いて介護保険特別会計に8.4億円、後期高齢者医療特別会計に7.8億円、国民健康保険特別会計に6.5億円、水道事業会計に5.8億円、簡易水道特別会計に0.1億円となっています。

特別会計²事業は、事業活動が長期的に安定して行われるという見地から、水準を維持するための適正な価格の設定と、事業のサービス提供活動により応益負担が決定されています。今後、継続的に安定した事業を行うためには、収支の均衡の比重が保たれるよう努めていく必要があります。

【図表18】繰出金の繰り出し先

円グラフ：百万円

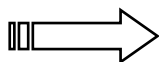


¹ 繰出金：一般会計から国民健康保険や上・下水道等に対して、建設費や事務費等の補助のために支出される資金。

² 特別会計：特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して個別に処理するために設けられる会計。国民健康保険事業・介護保険事業等

第1章 笛吹市の現状と課題

1-2-10 基金及び地方債の状況

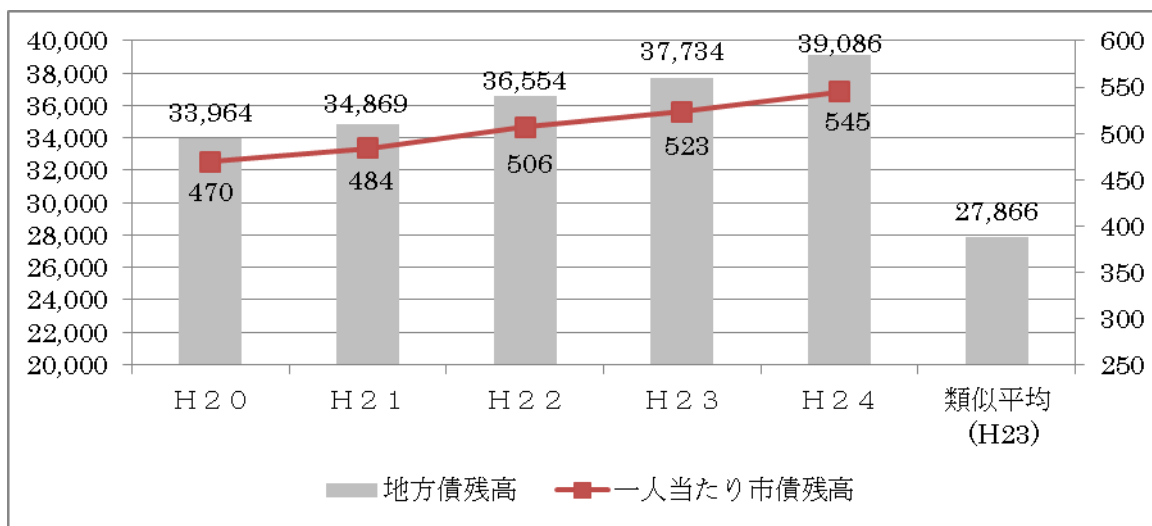


平成20年度からの地方債残高の推移を見ると、51.2億円の増額となっています。増加の要因は、合併特例債と臨時財政対策債の活用によるものです。なお、平成24年度では総額の約3割が臨時財政対策債となっています。また、基金は43.6億円の増額となっており、その主な要因は、公共施設の整備に充てる基金や計画的な財政運営を行うための財政調整基金¹への積み立てによるものとなっています。

棒グラフ:百万円

【図表19】地方債の推移

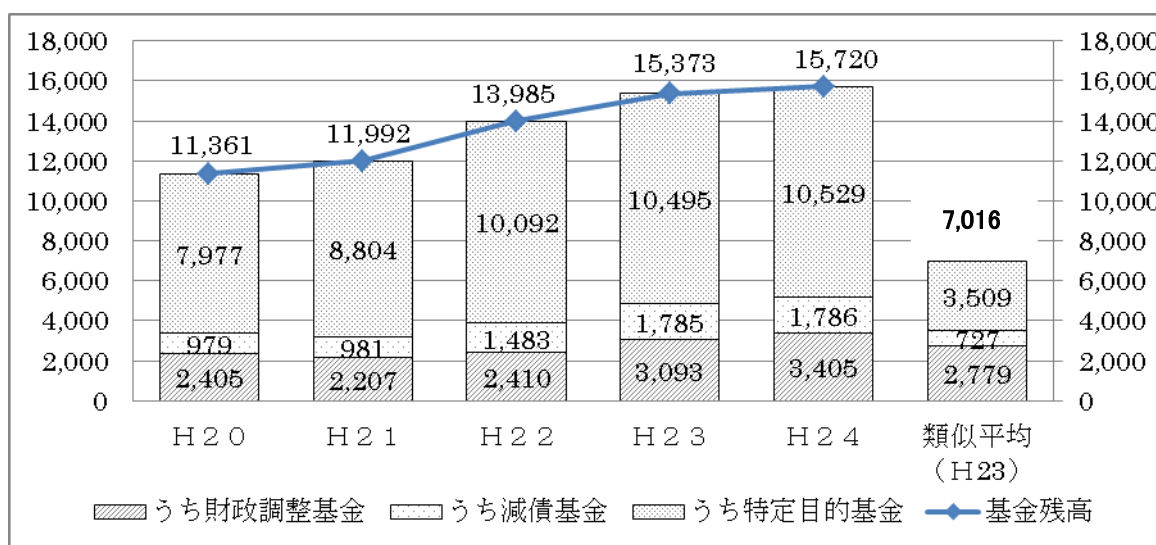
折れ線グラフ:千円



棒グラフ:百万円

【図表20】主な基金と類似団体の基金比較

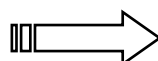
折れ線グラフ:百万円



¹ 財政調整基金:財政の健全な運営に資するため急激な税の落ち込みや災害などに備えるための基金

第1章 笛吹市の現状と課題

1-2-10 財政指標による類似団体との比較



- ①経常収支比率¹は、平成20年度の85.3%から平成24年度の87.1%に上昇し、財政の柔軟性を失いつつあります。主な要因としては、歳入に対して物件費や公債費等の経常的経費の割合が高まったことが考えられます。
- ②財政力指数²は、平成20年度の0.65から平成24年度の0.58へ下降しており、指標による財政力は若干弱まっています。これは、市税の減少と基準財政需要額に算入する経費の増加によるものです。
- ③実質公債費比率³は、平成20年度の13.5%から平成24年度の14.2%と比率が上昇しています。類似団体と比較しても高い水準にあります。今後、比率の動向に注視する必要があります。
- ④実質赤字比率⁴は、赤字が発生していないためありません。
- ⑤将来負担比率⁵は、類似団体平均と比べ低い水準にあり、借金割合は少ないと判断できます。

【図表21】財政指標の推移

(%)

	笛吹市					類似団体 平均 (H23)
	H20	H21	H22	H23	H24	
①経常収支比率	85.3	84.4	75.6	81.8	87.1	90.0
②財政力指数	0.65	0.65	0.62	0.60	0.58	0.65
③実質公債費比率	13.5	13.6	13.8	13.9	14.2	10.7
④実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
⑤将来負担比率	111.4	109.6	88.4	85.8	75.7	82.5

1 経常収支比率：経常的経費（人件費・公債費・社会保障費）に一般財源収入がどの程度支出されているかを示す。

2 財政力指数：地方交付税への依存度を示す。指数が1.0に近いほど財源に余裕がある。1を超えると普通交付税不交付団体となる。

3 実質公債費比率：公債費の割合を示す。18%を超えると県の許可が必要となる。

4 実質赤字比率：標準財政規模に対する赤字の割合を示す。

5 将来負担比率：将来負担する借金返済の割合を示す。

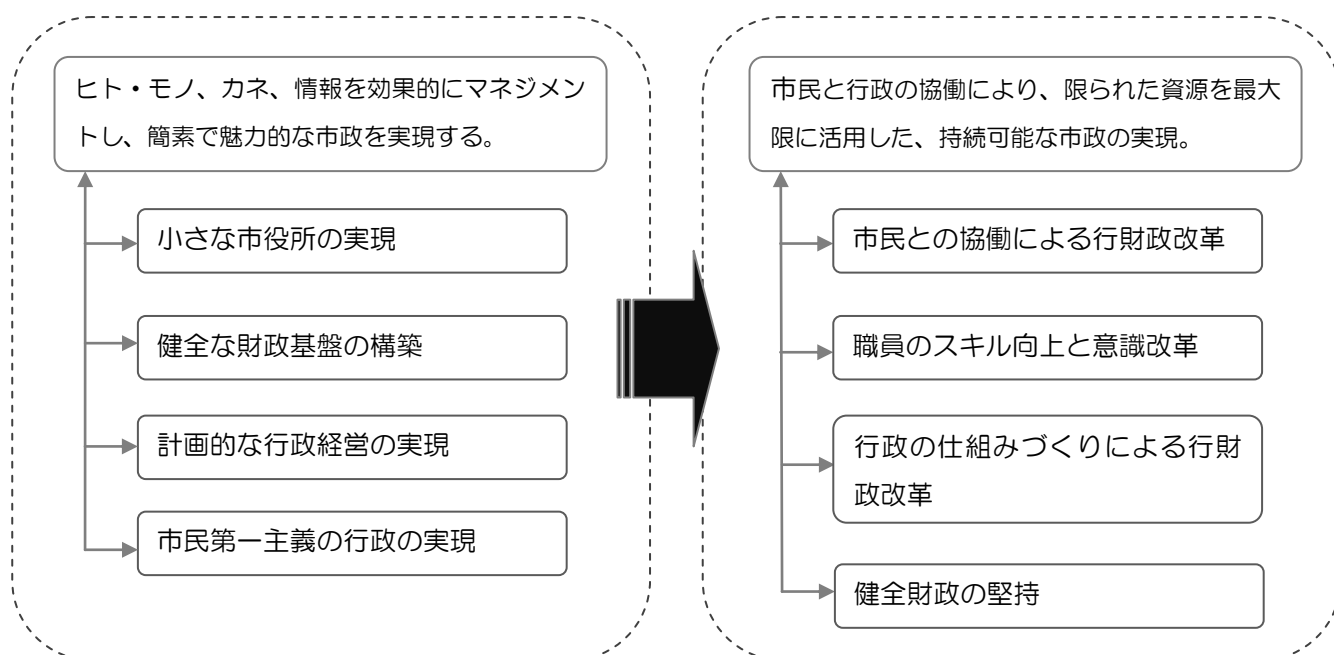
第2章 第3次行財政改革大綱の基本的な考え方

2-1. 第3次行財政改革の必要性

笛吹市では、簡素で魅力的な市政の実現に向け、第1次・2次行財政改革により経費削減や財源確保に取り組んできました。これまでの行財政改革では、人員の削減、事業費の削減等、量的削減による適正化の取り組みによって一定の成果を挙げてきましたが、一方、収納率の向上、特別会計の健全化、組織機構の再編、施設の再配置など、達成状況が低い項目については、行政ニーズに対応しつつ、引き続き不断の改革を行う必要があります。

この現状に鑑み、第3次行財政改革大綱では、新たな公共の在り方の取り組みとして、行政主導のまちづくりから、より機能的、効率的なまちづくりを推進するため、これまでの行政課題を「地域の課題」として市民の視点で考査し、市民と行政の「協働」による協力連携の中で、満足度が高く、質の高い行政サービスが提供できるよう行財政改革を進めます。このことから、次のとおり基本方針を設定します。

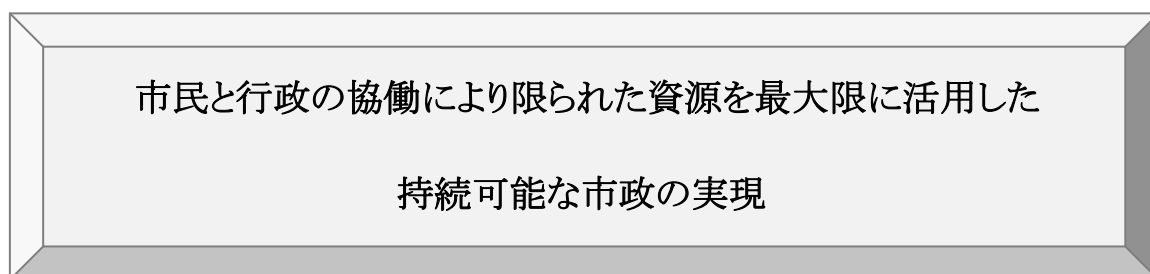
行財政改革大綱の目標と基本方針の推移



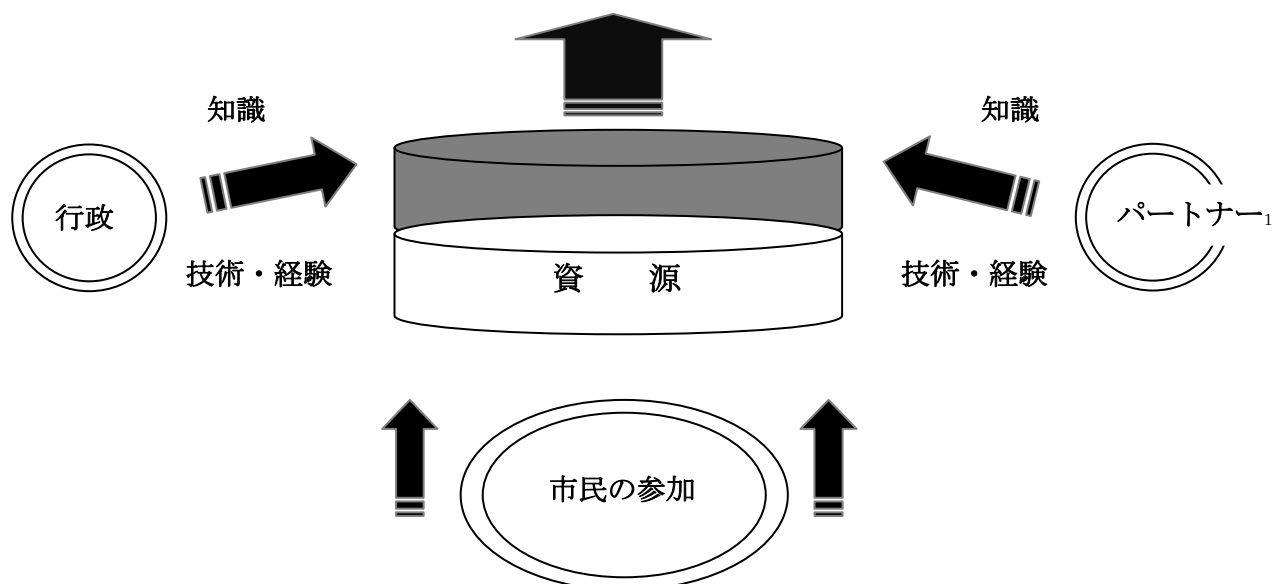
第2章 第3次行財政改革大綱の基本的な考え方

2-2. 第3次行財政改革の基本目標

笛吹市の将来に向けたまちづくりを推進する上で、多様化する行政課題に柔軟に対応するためには、これまで行政が提供してきた行政サービスを見直し、新たな視点に基づいた市民の皆さんとの連携協力により、笛吹市の未来を創っていくことが必要です。市民と行政との協働による新しい自治の力が発揮できるよう、第3次行財政改革大綱の目標を次のとおり定めるものとします。



“協働による質の高い行政サービスの提供”



¹ パートナー：協働のパートナーは行政区・消防団・交通安全協会・体育協会・民生委員等々・自治会（老人クラブ・子どもクラブ等）、市民活動団体（NPO法人・ボランティア団体）、大学、企業等。

第2章 第3次行財政改革大綱の基本的な考え方

2-3. 第3次行財政改革の基本方針

2-3-1 ～市民との協働による行財政改革～

- (1) 市民及びパートナーの能力が十分に発揮できる環境の推進
- (2) 公共サービスの役割分担を明確化したまちづくりの推進
- (3) 情報、財源を提供し、役割を理解したまちづくりの推進
- (4) 市民目線による市民が主役のまちづくりの推進

2-3-2 ～職員のスキル向上と意識改革～

- (1) 職員のスキルアップが図れる環境の推進
- (2) 職員の能力を十分に活かせる組織体制
- (3) 職員の自律性を高めた組織運営

2-3-3 ～行政の仕組みづくりによる行財政改革～

- (1) 公共施設の現状と将来を見据えた適正な施設運営
- (2) 職員の適切な配置と民間活力による行政運営
- (3) 市民との情報共有による透明性の高い行政運営
- (4) 行政評価を活用した効率的、効果的な行政運営

2-3-4 ～健全財政の堅持～

- (1) 行政コストの適正化による歳出の抑制
- (2) 適正な受益者負担による自主財源の確保
- (3) 市債を発行する事業の厳選と抑制
- (4) 特別会計の健全化

第2章 第3次行財政改革大綱の基本的な考え方

2-4. 第3次行財政改革の取り組み期間

第3次笛吹市行財政改革大綱の推進期間は、第一次笛吹市総合計画〈後期基本計画〉との整合性を踏まえ、平成26年度から平成29年度までの4年間とします。なお、推進期間内において、必要に応じ取り組み内容を見直します。

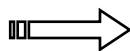
第3章 改革の視点

3-1. 市民との協働による行財政改革

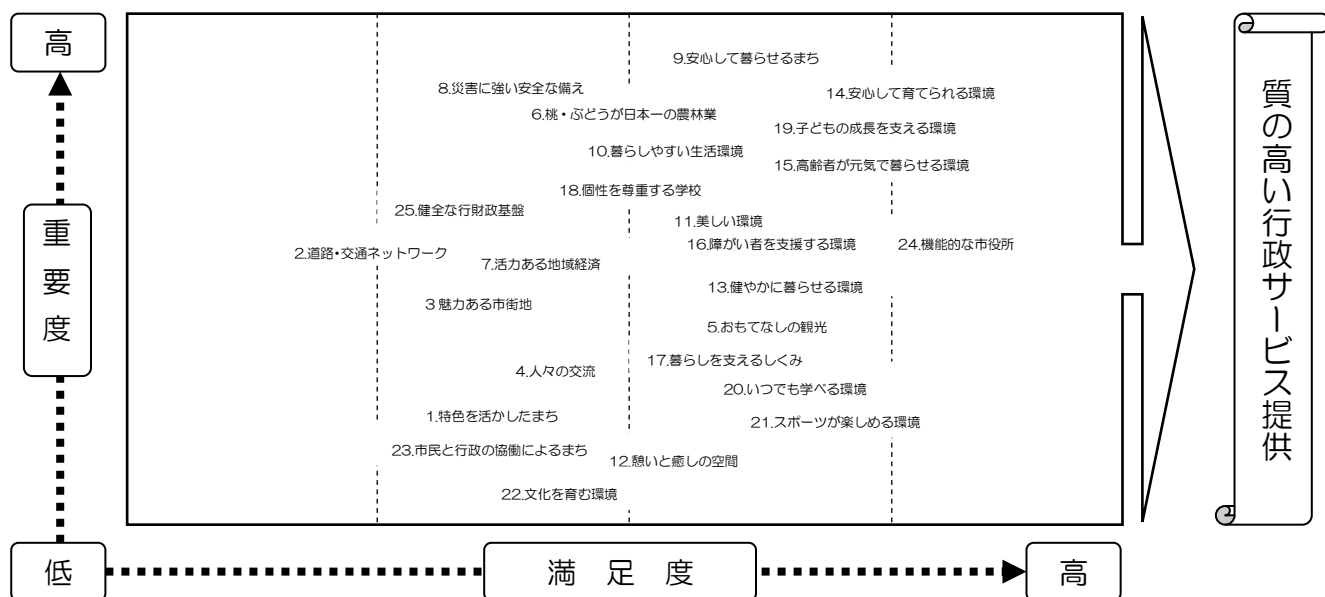
第3次行財政改革大綱では、行政サービスは行政が担うという従来の考え方から、市民と行政の協力連携の中で、協働で担うという考え方に沿って取り組んでいきます。厳しさが増す行財政運営において、行政サービスを今まで以上に迅速、かつ、きめ細やかな対応を行うためには、市民と行政の特性をまちづくりの推進力とした、市民参加による行財政改革が求められます。

協働によるまちづくりは、単に市民が行政サービスの一翼を担うということだけではなく、市民の生きがいや、地域の繋がりを連携させた中で、笛吹市のまちづくりをどのように進めていけばよいのかを市民と行政が役割を見直し、共通の問題意識を持って地域の課題を効果的に解決することです。このような取り組みによって、まちづくりへの意識の醸成が高まり、質の高い柔軟な行政サービスの提供と、市民のまちづくりへの参加意識の向上を図り、市民との協働による行財政改革を推進していきます。

市民意識調査¹：《市民の声》からの課題



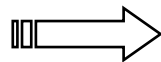
市民がまちづくりの現状について、どのように感じ、どのようなまちづくりを期待しているのか、市民の声を反映した調査結果です。今後、施策の検証及び成果の比較指標として活用します。



¹ 市民意識調査:平成25年度に実施。市民の各年齢層・各分野から、行政サービスに対する市民の声を把握し、市民との情報の共有化を図るため、総合計画の25施策について、施策ごとに重要度・満足度を調査。【市民意識調査の詳細については笛吹市HPに掲載】

第3章 改革の視点

3-1-1 市民との協働を進めるための共通事項



《相互理解》

協働による事業を進める上では、市民との十分なコミュニケーションが必要です。相互の特性を理解し、役割にあった分担が必要です。

《目的の共有》

協働の取り組みを推進するには、「だれのために・何を・どのように」すればよいのか、目的を明確にする必要があります。

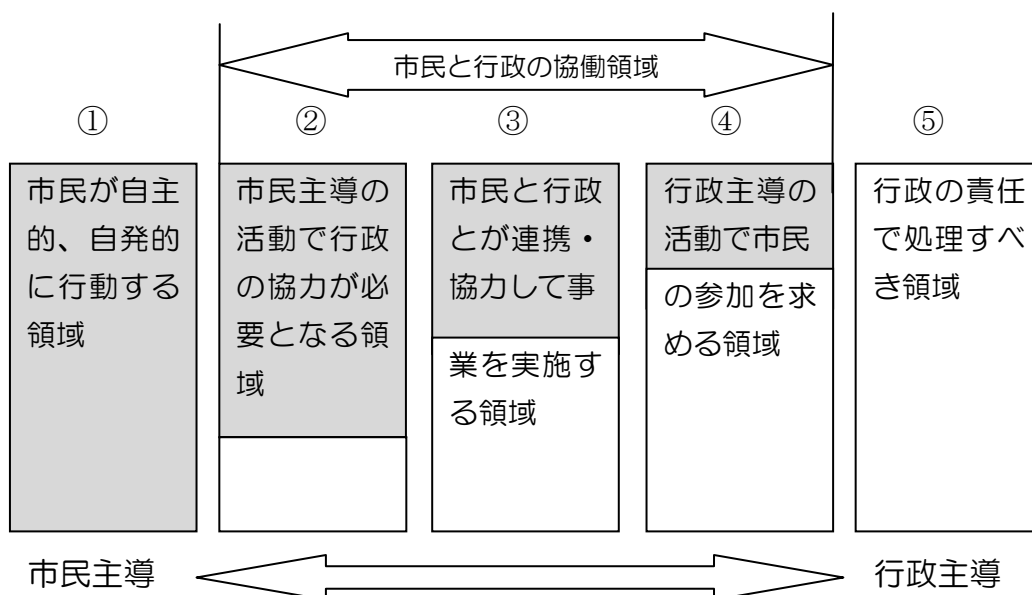
《対等性》

お互いの自主性・自立性を尊重し、双方が協働事業の当事者としての意識を持つためには、対等性を保つことが必要です。

《透明性》

協働による相乗効果を発揮するためには、情報の共有や財源の提供を行い、協働の過程や成果を公開することが必要です。

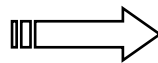
3-1-2 市民と行政の活動領域の考え方



上記の は、それぞれの領域の割合を表しています。

第3章 改革の視点

3-1-3 市民との協働による事業の進め方



協働事業を効果的に進めていくには、協働領域の区分の中で、お互いの特性を最大限に活かし、協働として取り組む必要があります。

【図表22】 協働の形態から考えられる事業

形態	事業の分類	事業例
委託	専門性などの特性が十分に発揮され、良い成果が期待できる事業に対し、全部または一部を委ねること。	○市営温泉運営事業 ○保育園運営事業 ○市営バス運行事業 ○健康診断事業 ○母子保健事業 ○託児 ○温泉活用健康づくり講座
補助	市民が主体となって行う公益性の高い事業に対し、市が資金的に支援を行うこと	○親子で遊休土地を利用した農業体験事業 ○地域再発見マッププロジェクト ○渋川の未来創造事業 ○母親支援プロジェクト
共催	市民と市が共に主体となって、共同で事業を行うこと	○なんでも相談会 ○県民の日イベント事業
後援	市民が主体となって、市が後援名義の使用を認めてその事業を支援すること。	○笛吹市（各種）スポーツ大会 ○石和温泉冬花火 ○みんなで考えよう地域づくり・人づくり ○桃源郷フラワーマーチ
事業協力	市民と市がそれぞれの特性を活かせるような役割分担を設定し、一定期間、協力をして事業を行うこと。	○外国人向け避難訓練事業 ○結婚相談所（出会いイベント事業）
情報提供	市民と市は、お互いの持つ情報を提供し合ったり、意見の交換を行うこと。	○マタニティスクール事業
実行委員会	イベントやプロジェクトの実施に向けて、市民と市が実行委員会等を設立し、事業を行うこと。	○市民協働フォーラム ○ライトダウン甲府 ○笛吹市ボランティアまつり ○笛吹音楽祭

第3章 改革の視点

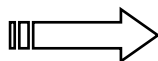
3-2. 職員のスキル向上と意識改革

基礎自治体は、地方分権改革により自主性と自立性が確保されたことにより、地方自治体職員の果たすべき役割は非常に重要になってきました。この時代の背景を踏まえれば、倫理観、使命感はもちろんのこと、企画立案能力、法務能力、財務能力を向上させ、まちづくりに対する情熱と行動力を持ち続けることが重要となってきました。

このような現状に対して、限られた資源(職員)で対応していくためには、一人ひとりのスキルの向上が必須であり、さらには職員個人の資質だけではなく、市役所組織の活力を高めることから、人材育成のための研修の充実、制度の拡大に努める必要があります。

第3次行財政改革大綱では、協働のパートナーである市職員が、質の高い行政サービスを進めていく上で、職員の能力を最大限に発揮することは必要不可欠であると考え、協働のパートナーとして、意欲とスキルの向上が発揮できる環境整備の構築を進めていきます。

3-2-1 専門的なスキルアップの研修



職員が研修を通じて、社会情勢の変化に対応できる専門性を身につけることができるよう、人材育成のための研修体系を見直し、研修の充実を一層推進します。

《自己啓発》

円滑な職務を遂行するため、幅広い視野で知識を研鑽し、絶えず自己啓発に努めます。

《職場内研修》(OJT)

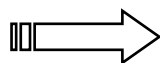
職場内での必要な知識・技能・仕事への取り組みを明確化し、業務内容を再確認すると共に、併せて管理・監督者の資質の向上に努めます。

《職場外研修》(OFF JT)

集中的に高度な知識や技術を効果的に習得するため、職場外研修を計画的に実施します。

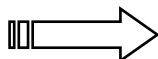
第3章 改革の視点

3-2-2 自主研究グループ活動支援



職員相互の自己啓発と組織活力の一環として、市の現状や課題を幅広く学び、自らの業務を深く調査研究が行われるよう活動を支援します。

3-2-3 人事制度の構築と運用



《評価方法の確立》

昇任基準の明確化を図り客観的な評価方法の確立に取り組みます。

《育成型人事考課制度》

職員の能力・実績主義を基本とし、発揮能力に基づく評価により職員の積極性を引き出す制度に取り組みます。

《人事異動自己申告制度》

適材適所の配置と、専任職・専門職における希望の有無が申告できる制度を確立します。

《採用試験制度》

有能な人材を採用するため、受験資格の検討や試験方法について検討を行います。

《男女間格差のない人事管理》

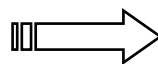
採用、昇任、配置、評価において男女間の差別的な扱い、偏見による運用が行われないよう、女性職員の能力を充分にいかした人事を行います。

《希望降任制度》

円滑な職場運営を図るため、本人の希望による降任制度を導入します。

第3章 改革の視点

3-2-4 市民と協働を推進するための取り組み



市民との協働を進めていくためには、市民活動について職員の意識の向上が必要です。協働事業の必要性、公益性、有効性など協働事業を評価できる仕組みづくりが求められます。

《協働推進のための研修会の開催》

職員が市民との協働を推進していくためには、職員自らが協働に取り組むという姿勢を持つことが必要です。協働について理解を深めるための研修会を実施します。

《職員の意識改革》

職員一人ひとりが、市民の自治意識を尊重し、職員自身が市民のパートナーと成りえるよう自己の意識改革に努め、自治体職員としてのコミュニケーション能力やコーディネート力を高めるといった意識を持つことが重要です。

第3章 改革の視点

3-3. 行政の仕組みづくりによる行財政改革

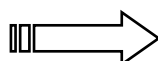
7町村の合併から10年が経過し、この間、本市では基礎自治体として自主性や自立性を高めるため、行財政改革により様々な取り組みを行ってきました。しかしながら社会情勢の著しい変化に伴い、地域の抱える課題や市民のニーズも多様化・複雑化しつつあり、これまでの行政主導で、公平かつ均一的な行政サービスを提供しつづけることは著しく困難な状況となっています。

一方、市民が主体となって活動している多くの市民団体は、それぞれの特性を活かした分野で社会貢献活動が活発に行われるようになってきています。

これからの笛吹市のまちづくりは、市民と行政の役割分担を見直した協働を基本とした行政運営を実現しなければなりません。この協働を推進していくには、行政側の協働を推進するための組織整備など、協働に対応した行政の仕組みづくりが必要です。

このため、行政は地域の課題を効率的かつ柔軟に対応できる仕組みづくりを構築するため、協働に即した行財政改革を推進する必要があります。

3-3-1 公共施設の将来を見据えた適正な配置



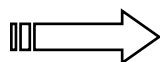
公共施設の配置については、地域の特性やバランスに配慮するとともに、財政状況などを考慮しながら、適正な配置と整備を図ることを基本とします。

新たな公共施設の整備にあたっては、市民ニーズを的確に把握し、既存施設との機能分担、事業の効果や効率性、必要性などを総合的に勘案した上で整備を推進します。

また、老朽化した施設については、市民の安全性・利便性を考慮し、適切なサービスが提供できるよう、必要に応じて再整備を検討していきます。

第3章 改革の視点

3-3-2 職員の削減と定員適正化



市税や地方交付税等の歳入の伸びが見込めない状況下において、歳出の大きな割合を占める人件費の抑制は必要不可欠です。今後、事務事業の統廃合や協働による効果的な事業の展開を図りつつ、本庁と支所の在り方、民間委託の導入の推進、再任用職員や臨時職員の有効活用など、行政サービスの提供に支障を来たさないよう事業展開に配慮し、総職員数の抑制を基本とした定員の適正化に努めます。

《適切な職員配置》

継続的な事業の見直しと、業務量にあった効率的な職員配置を行います。

《職員の計画的採用》

将来を見据えた人材育成確保及び職員年齢構成の平準化を図るため、退職者の増減に係わらず、一定数の職員を計画的に採用します。

《再任用、非常勤職員、臨時職員の活用》

経験を要する業務や専門的な業務については、再任用制度を活用します。また、臨時的・一時的・定型的業務については、民間活用だけでなく、非常勤職員・臨時職員の活用を図り、正規職員とのバランスを取りつつ職員数の抑制を図ります。

【図表23】会計別増減表

	普通会計部門			公営企業等会計部門			全体		
	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率
H25.4.1	562人	↓	↓	66人	↓	↓	628人	↓	↓
H30.4.1	537人	△25人	△4.4%	61人	△5人	△7.6%	598人	△30人	△4.8%

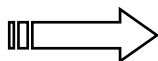
第3章 改革の視点

【図表24】目標職員数(年次別・職種別)

(人)

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H25対比
一般事務	398	391	389	387	375	370	△28
専門職(土木)	23	23	25	26	26	27	4
保健師	26	26	26	26	26	26	0
栄養士	2	3	3	3	3	3	1
保育士	62	62	62	62	61	58	△4
技能労務職	33	32	29	27	26	25	△8
消防職	84	85	86	87	88	89	5
総職員数	628	622	620	618	605	598	△30

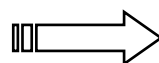
3-3-3 組織体制の再編



質の高い、きめ細かな行政サービスを提供するには、様々な地域課題に柔軟に対応できる、その時代に即した組織体制を構築する必要があります。

合併以後の課題である支所の在り方については、本庁・部局を超えた横断的な応援体制の確立を図り、一層の組織のスリム化を検討する必要があります。組織の再編を行う際には、効率的・効果的な業務集約を行うことが不可欠であり、全ての組織の事務量の調査を精査する中で、全体のバランスを考慮した組織機構の見直しが求められます

3-3-4 アウトソーシング¹による事務の効率化

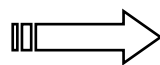


業務委託による成果向上、コスト削減が見込まれる事務事業については、従前の単純定型業務に限らず、専門定型業務についても導入の検討を行います。指定管理者制度については、今後も運営内容を精査し導入を促進します。

¹ アウトソーシング: これまでは内部で行っていたその他の業務(経理や総務)を、専門企業に外部委託すること。

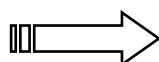
第3章 改革の視点

3-3-5 協働を推進するための行政指針の策定



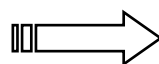
協働を推進する際には、その時々場面において、様々な関与の仕方が考えられます。お互いの特性や専門分野において、お互いの利点が最大限に活かせる指針を策定することが必要です。

3-3-6 説明責任と情報公開



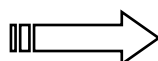
協働を推進する観点から、また、市民との信頼関係をより一層構築するためにも、市政情報を的確に発信していく必要があります。

3-3-7 行政評価システムによる仕組みづくり



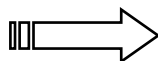
厳しい財政状況の中で、施策の目的を達成するには、社会情勢や行政状況の変化を的確に把握した上で、施策と事務事業の妥当性、有効性、効率性を評価することが求められています。まちづくりのビジョンに沿った健全な行財政運営を推進するには、予算編成・組織運営・人事体制・情報公開等を連動させた行政評価システムによる仕組みづくりが必要です。

3-3-8 入札契約制度の適正な運用



入札契約制度の適正な運用による、公正性・透明性・競争性の向上を図るとともに、一般競争入札・総合評価方式の改善により、適正な価格の執行と工事の品質の確保に努めます。

3-3-9 危機管理の仕組みづくり



総合的な危機管理体制の充実・強化を図るため、危機管理の組織体制をはじめ、事前対策、緊急対策、事後対策等について、的確に危機管理が機能する仕組みづくりが必要です。

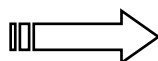
第3章 改革の視点

3-4. 健全財政の堅持

平成27年度以降、地方交付税の一本算定化により大幅な減収となることから、財政状況は一段と厳しいことが見込まれます。財政負担を次世代に先送りしない健全な財政運営を維持するためには、限られた資源を有効かつ効果的に活用した持続可能な財政基盤の確立が求められます。

歳入においては、適正な受益者負担による財源の確保や新たな税収の確保など、多様な財源の仕組みを講じる必要があります。また、歳出においては、行政評価システム¹等を活用した歳出構造の見直しを図り、事業の優先度を反映させた「選択と集中」による予算編成を断行し、将来にわたって健全な財政状況が堅持していけるよう努めていく必要があります。

3-4-1 市税及び使用料の確保



市税は自主財源の主な収入であり、その財源の確保はまちづくりを支えるためにも必要不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要です。

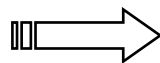
また、各種使用料については、施設利用の対価としてサービス内容に見合った適正な受益者の負担が求められます。

新規の自主財源として見込まれる都市計画税は、都市基盤整備の充実ために最大限に有効活用をします。本市の収納率は県内の自治体と比較しても低い水準であることから、計画期間内に、効果的な徴収方策や徴収体制についての構築が必要です。

¹ 行政評価システム：まちづくりのビジョンを達成するために、総合計画、予算編成、行政組織等を連動させた情報を、行政、議会、市民が情報の共有を図り、評価・検証するシステム

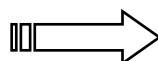
第3章 改革の視点

3-4-2 国県支出金の適正な確保



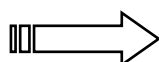
国県支出金は、関係機関と密接な連絡をとり予算計上額の確保に努め、適切かつ早期の収入確保に努めます。

3-4-3 未利用の市有財産売却による財源の確保



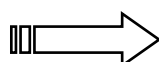
新たな財源の確保として、入札制度やインターネットオークション等を活用して、市有財産の未利用地や建物施設の売却について検討します。

3-4-4 基金の活用



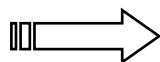
財政調整基金を始めとする各種基金は、財政健全化を維持するための財源として有効的な活用を行います。

3-4-5 中・長期財政計画の整備



持続可能な財政運営を実現するため、中・長期財政計画を策定し、健全な財政の維持に努めます。

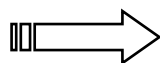
3-4-6 歳出構造の見直し



「義務的経費」等の硬直性の高い事業費についても、予算規模を押し上げる一因になっていることから、事業の必要性を十分に精査します。

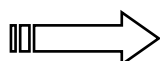
第3章 改革の視点

3-4-7 普通建設事業の見直し



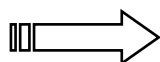
災害等の緊急なものを除いては、普通建設事業は抑制し、実施する事業は、合併特例債充当可能な事業を優先します。

3-4-8 補助金及び負担金の見直し



補助の目的、負担の必要性を改めて検討し、内容の精査を行い軽減に努めます。交付の際は「補助金等交付規則」等により必ず精査するよう努めます。

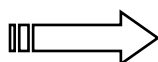
3-4-9 特別会計等の経営健全化



特別会計、公営企業会計については、〈独立した会計〉の意義・目的を踏まえて、予算の計画性や効果的かつ適正な事業執行を行い、会計ごとの健全化計画に基づいて経営改善に努めます。

基準外繰出金は、本来、市税をもって充当すべき財源ではないことから、料金収入等適正な確保を行い、市民から理解の得られる事業促進及び改善を進めます。

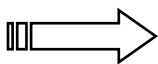
3-4-10 納付の推進と納付の環境整備



納期内での自主納付を推進するため、広報紙などの周知活動を行い納税者の理解を深めます。納めやすい環境対策として、コンビニエンスストア納付や日曜窓口での納付をさらに周知するとともに、利便性の向上が見込まれるクレジットカードでの納付や、インターネットを介しての24時間納付の導入についての検討を進めます。

第3章 改革の視点

3-4-11 徴収体制の見直し



課税担当部署・徴収担当部署との連携を強化し、合同での徴収に取り組みます。徴収経験のある嘱託職員採用や民間アドバイザーの委託等、徴収の専門性を強化します。担当職員のスキル向上のため、研修会・研究会を実施して、徴収技術や法的知識の習得に努めます。山梨県地方税滞納整理推進機構との連携を図り、困難な案件対策に取り組みます。

第4章 第2次行財政改革の検証

4-1. 第2次行財政改革実施計画の検証基準

第2次行財政改革では、「小さな市役所の実現」「健全な財政基盤の構築」「計画的な行政経営の実現」「市民第一主義の行政の実現」を基本方針として、積極的に行財政改革に取り組んできました。

第2次行財政改革実施計画(平成22年度から平成25年度)の進捗状況については、毎年度、次の基準により改革項目ごとに検証を行ってきました。平成25年度までの目標に対する進捗状況は次のとおりです。

検証結果の改革内容及び目標の記載内容は、第2次行財政改革実施計画書のとおりです。

※(項目16については、一宮地区・境川地区・春日居地区が簡易水道から上水道事業に移行したことから目標値を変更しました。)

目標に対する進捗状況の検証基準

- 順調 = 目標に対して90%以上の進捗状況
- ほぼ順調 = 目標に対して70%以上の進捗状況
- やや遅延 = 目標に対して50%以上の進捗状況
- かなり遅延 = 目標に対して30%以上の進捗状況
- 達成困難 = 目標に対して30%未満の進捗状況

第2次行財政改革実施計画における進捗状況(検証結果)

- 順調(90%以上) ⇒ 11項目
- ほぼ順調(70%以上) ⇒ 18項目
- やや遅延(50%以上) ⇒ 5項目
- かなり遅延(30%以上) ⇒ 1項目
- 達成困難(30%未満) ⇒ 1項目

第4章 第2次行財政改革の検証

4-2. 改革項目の進捗状況

1. 小さな市役所実現に向けた改革

項目	改革項目	主管部署	進捗状況	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	職員定数の適正化	総務課	順調	実施済(職員定数達成)			実施
2	職員研修の充実	総務課	ほぼ順調	実施済(キャリア育成研修)			実施
				検討済(組織内研修支援)			実施
				実施済(実践型職場研修)			実施
3	人事評価の充実	総務課	やや遅延	一部実施(人事評価管理)			一部実施
4-1	組織・機構の簡素化	総務課	やや遅延	検討済(組織体制の再編)			再検討
4-2	組織・機構の簡素化	教育総務課	やや遅延	検討中(保・幼・小・中学校の一元化組織業務)			
5	アウトソーシングの検討	財政課	ほぼ順調	指定管理者制度検討・導入		指定管理・57施設で導入	
6	公共施設の有効活用	管財課	やや遅延	検討済(施設の有効活用)		公共施設白書作成	
7	市有土地の有効活用	管財課	かなり遅延	検討済(施設の現状分析)		再設定	白書作成

2. 健全な財政基盤構築に向けた改革

※改革項目欄の上段の数値は現年収納率
 ※改革項目欄の下段の数値は滞納収納率

項目	改革項目	主管部署	進捗状況	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
				目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
8	市税の収納率向上	収税課	ほぼ順調	95.5	95.8	96.0	96.0	96.3	96.4	96.5	—
				14.5	15.4	15.0	13.3	16.0	16.2	17.0	—
9	保育所運営費保護者負担金(保育料)の収納率向上	保育課	順調	97.2	98.5	98.0	98.5	98.3	98.8	98.5	—
				16.5	19.2	9.9	15.9	10.9	20.5	20.0	—
10	学童保育保護者負担金の収納率向上	児童課	ほぼ順調	98.5	99.1	98.6	99.4	98.7	98.5	98.8	—
				33.2	15.2	33.3	11.7	33.5	4.7	33.7	—
11	市営住宅使用料の収納率向上	管理総務課	順調	92.7	89.5	92.8	92.4	92.9	95.8	93.1	—
				11.2	25.8	11.6	16.5	13.1	17.6	16.0	—

第4章 第2次行財政改革の検証

項目	改革項目	主管部署	進捗状況	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
				目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
12	国民健康保険税の収納率向上	国民健康保険課	順調	90.0	89.8	90.0	90.9	90.0	91.5	90.0	—
				15.0	13.8	15.0	14.8	15.0	13.9	15.0	—
13	後期高齢者医療保険料の収納率向上	国民健康保険課	順調	98.4	98.4	98.5	99.3	98.5	99.2	98.6	—
				35.0	42.8	35.0	40.9	35.5	54.9	35.5	—
14	介護保険料の収納率向上	介護保険課	ほぼ順調	97.7	97.9	97.8	97.8	97.9	97.8	97.9	—
				11.0	10.3	11.5	9.5	12.0	10.3	12.5	—
15	水道使用料の収納率向上	業務課	順調	94.6	94.1	94.9	94.5	95.5	94.5	96.1	—
				17.5	18.3	15.5	22.3	14.7	24.8	12.6	—
16	簡易水道使用料の収納率向上	業務課	順調	97.7	96.9	98.8	99.1	98.8	99.4	98.8	—
				15.6	12.9	70.0	58.9	71.2	86.2	72.7	—
17	下水道使用料の収納率向上	業務課	順調	94.3	94.5	94.3	96.8	94.7	96.8	95.1	—
				13.2	9.5	14.4	11.5	15.5	9.6	16.4	—
18	農業集落排水施設使用料の収納率向上	業務課	順調	99.0	98.9	99.0	99.4	99.0	99.0	99.0	—
				34.8	1.53	36.0	53.5	47.6	13.2	62.4	—
19	温泉使用料の収納率向上	業務課	ほぼ順調	95.5	93.5	95.5	96.0	97.0	93.6	97.0	—
				50.0	30.0	50.0	28.1	41.7	20.4	45.5	—
20	都市計画税の課税区域の見直し	税務課	達成困難	再設定							
21	特別会計の経営健全化	国民健康保険課	順調	実施済(国民健康保険特別会計への繰出金)							実施
	特別会計の経営健全化	介護保険課	順調	実施済(介護保険特別会計への繰出金)							実施
	特別会計の経営健全化	業務課	ほぼ順調	実施済(水道・簡易・農業集落・下水特別会計への繰出金)							実施
22	補助金等及び補助団体の見直し	総務課	順調	実施済(補助金の適正化・補助金の基本方針)							実施
23	普通建設事業の見直し	財政課	ほぼ順調	実施済(合併特例債事業・通常事業再編)							実施
24	ストップ・温暖化の実践	環境推進課	ほぼ順調	実施中(各庁舎及び公用車のCO2をH21年度より3%削減する)							

第4章 第2次行財政改革の検証

3. 計画的な行政経営実現に向けた改革

項目	改革項目	主管部署	進捗状況	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
25	行政経営システムの構築	財政課	順調	実施済(行政経営システムの構築)			実施
26	行政評価の定着	財政課	ほぼ順調	実施済(事務事業・施策評価の実施及び公表)			実施
27	各種計画の検証	経営企画課	ほぼ順調	実施済(総合計画前期検証・後期策定)			実施
28	月次執行体制の確立	財政課	ほぼ順調	実施済(各事務事業の予算を計画的に執行する)			実施
29	財政計画に基づく行政経営	財政課	ほぼ順調	実施済(中・長期財政計画を策定し執行状況を管理)			実施

4. 市民第一主義の行政実現に向けた改革

項目	改革項目	主管部署	進捗状況	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
30-1	情報公開の推進	総務課	ほぼ順調	実施済(個人情報運用の公表)			実施予定
				実施済(指定管理者に関する情報)			実施予定
				一部実施済(補助団体等に関する情報)			再検討
30-2	情報公開の推進	経営企画課	ほぼ順調	実施済(広報を読んでいる市民の割合検証)			実施
				実施済(HPのアクセス件数)	達成済	再設定	
				実施済(HPを見ている市民の割合検証)			実施
				実施済(報道機関への公開達成)	再設定	実施	
31	広聴の充実	経営企画課	やや遅延	実施済(広報・HPによる周知)		再設定	実施中
32	協働のまちづくりの推進	市民活動支援課	ほぼ順調	検討済(協働ハンドブックを作成)		再設定	実施中
				検討済(協議会の支援)		再設定(ワークショップ開催)	
				実施中(地域振興促進助成事業で132団体を支援)			
33-1	窓口サービスの充実	戸籍住民課	ほぼ順調	実施中(証明書自動交付機)			
				実施中(証明書のコンビニエンスストアでの交付)			
				検討中(本庁の総合窓口の実施)			
				実施中(日曜日開庁業務の実施)			
33-2	窓口サービスの充実	総務課	ほぼ順調	実施済(検討組織設置)			
				実施済(事務組織体制の検討)			
				実施済(業務委託の検討)			再検討

第4章 第2次行財政改革の検証

【項目21:別表】 特別会計等の経営健全化(繰出金等の見直し)

※改革後欄の上段は第2次行財政改革大綱の目標値

(億円)

※改革後欄の下段はH22年度,23年度:決算額、24年度は決算見込、25年度:当初予算

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	4年間累計
成り(改革前) 行き値	国民健康保険特別会計	2.9	3.0	3.0	3.0	
	介護保険特別会計	1.5	1.5	1.5	1.5	
	農業集落排水特別会計	0.5	0.5	0.5	0.5	
	公共下水道特別会計	12.3	12.2	12.2	12.2	
	水道事業会計 簡易水道特別会計	2.4	2.4	2.4	2.4	
	① 合計	19.6	19.6	19.6	19.6	
目(改革後) 標値	国民健康保険特別会計	2.9	3.0	2.2	1.3	
		2.0	2.0	2.5	2.2	
	介護保険特別会計	1.5	1.5	1.5	1.5	
		1.4	1.4	1.4	1.4	
	農業集落排水特別会計	0.3	0.3	0.2	0.2	
		0.1	0.3	0.2	0.1	
	公共下水道特別会計	12.3	12.2	12.2	12.2	
		9.6	6.7	6.2	8.3	
水道事業会計 簡易水道特別会計	2.4	2.4	2.3	2.3		
	2.1	2.7	3.0	3.1		
② 合計	19.4	19.4	18.4	17.5		
③ 合計	15.2	13.1	13.3	15.1		
財政効果 ①－②		0.2	0.2	1.2	2.1	3.7
財政効果 ①－③		4.4	6.5	6.3	4.5	21.7

【項目23:別表】 普通建設事業の見直し

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	4年間累計
成り(改革前) 行き値	通常事業	12.5	12.5	12.5	12.5	
	合併特例事業(大型施設)	4.9	20.0	31.8	41.6	
	合併特例事業(大型施設以外)	25.1	15.6	9.8	9.9	
	① 合計	42.5	48.1	54.1	64.0	
目(改革後) 標値	通常事業	12.5	9.0	9.0	9.0	
		21.9	20.8	8.1	17.6	
	合併特例事業(大型施設)	4.9	20.0	31.8	41.6	
		1.7	7.6	15.4	18.5	
	合併特例事業(大型施設以外)	25.1	15.6	9.8	9.9	
		24.4	31.0	33.4	36.4	
② 合計	42.5	44.6	50.6	60.5		
③ 合計	48.0	59.4	56.9	72.5		
財政効果 ①－②		0.0	3.5	3.5	3.5	10.5
財政効果 ①－③		▲5.5	▲11.3	▲2.8	▲8.5	▲28.1

第4章 第2次行財政改革の検証

4-3. 改革項目の検証状況

1. 小さな市役所実現に向けた改革

【項目1】 職員定数の適正化

主管課	総務部総務課	進捗状況評価	順調 : 90%以上
改革内容	○合併のスケールメリットが働くよう職員定数を削減する。		
目 標	○平成22年4月1日の職員数655人を平成26年4月1日に617人とする。5.6億円の人件費を節減する。(一人当たり6,785千円)		
検証及び進捗状況	<p>○改革実施期間の各年度において、目標の職員定数を達成された。</p> <p>○平成22年度は、目標の655人に対して、653人であった。</p> <p>○平成23年度は、目標の650人に対して、648人であった。</p> <p>○平成24年度は、目標の641人に対して、637人であった。</p> <p>○平成25年度は、目標の629人に対して、628人であった。</p> <p>○財政効果として、平成21年度職員数を据え置いた場合との差異は、3年間(22・23・24)で5.9億円の効果が得られた。</p>		

【項目2】 職員研修の充実

主管課	総務部総務課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	○自主的に地域の課題解決に取り組む職員の養成。職員の資質・技能の向上。		
目 標	○キャリア育成研修の実施・組織内研修支援体制の構築		
検証及び進捗状況	<p>○キャリア育成研修として職員の資質・技能を高めるため、職員研修所の活用促進した。</p> <p>○組織内支援体制の構築を目指したが、組織内の支援体制が未構築であった。(組織ごとに行われている)</p> <p>○実践型職場研修の実施として、接遇、マネジメント、情報管理、政策形成など研修を行った。</p>		

【項目3】 人事評価の充実

主管課	総務部総務課	進捗状況評価	やや遅延 : 50%以上
改革内容	○人事評価の過程で、笛吹市に求められる職員像、職務目標及び職務遂行上に求められる行動(コンピテンシー)を明らかにし、職員の自律的成長を促す。		
目 標	<p>○H25年度までに全職種を対象に人事評価制度を本格運用する。</p> <p>○評価結果を職員研修計画や職員配置に反映するとともに、昇格・昇給、勤勉手当の成績率、及び、分限処分等の判断に順次活用する。</p>		
検証及び進捗状況	<p>○人事評価の本格運用の実施においては、各種制度の更なるレベルアップが必要である。</p> <p>○人事評価結果を研修計画や職員配置に反映させる研修を行った。</p> <p>○人事管理、職員の現状を把握する一つの方法として活用した。</p>		

第4章 第2次行財政改革の検証

【項目4-1】 組織・機構の簡素化

主管課	総務部総務課	進捗状況評価	やや遅延 : 50%以上
改革内容	<p>○支所機能を見直し、支所を簡素化する。</p> <p>○効率的で機能的に事務を執行できるよう組織体制を見直す。</p>		
目 標	<p>○平成24年度までに、窓口サービス主体の支所組織体制への移行について検討する。</p>		
検証及び進捗状況	<p>○平成25年度中に本庁舎耐震工事に併せてた分庁舎が終了する。</p> <p>新庁舎配置を見据えた中で、機能的な組織体制の再編を検討する。</p>		

【項目4-2】 組織・機構の簡素化

主管課	教育委員会教育総務課	進捗状況評価	やや遅延 : 50%以上
改革内容	<p>○教育委員会の事務組織を、笛吹市学校教育ビジョンに沿った業務運営が行なえるよう整理統合する。</p> <p>○義務教育の担当部署と保健福祉部の関係部署の整合性を図り、学校教育及び就学前のこども育成を充実していくために、教育委員会の事務組織を市民にわかりやすいように再編する。</p>		
目 標	<p>○保育園、幼稚園、小学校、中学校を一元化した業務組織の再編をする。</p>		
検証及び進捗状況	<p>○先進地視察を実施する中で「こども課」の設置によって、必ずしも課題が解決されるものではないことが判明した。笛吹市にとってどのような組織が最も適しているのか、再検討を行う。</p>		

【項目5】 アウトソーシングの検討

主管課	経営政策部財政課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	<p>○公的関与の必要性が低く民間活力により成果向上やコスト削減が期待できる事務事業について、外部委託や指定管理者等の導入を進める。</p> <p>○外部委託している業務について、業務内容の検証結果を行う。</p>		
目 標	<p>○H24年度までに事務事業の実施主体を見直し、外部委託すべき仕事と内製化すべき仕事の指針を定める。</p>		
検証及び進捗状況	<p>○平成25年度までに、57施設で指定管理者制度により管理運用された。</p> <p>○今後、制度導入によるメリットが見込めない施設を除き指定管理者制度を導入する。導入できない施設は、指定管理できない事情を検証する。導入に向けて施設の性質（概要）等、別の視線から可能性を探る必要がある。</p>		

第4章 第2次行財政改革の検証

【項目6】 公共施設の有効活用

主管課	総務部管財課	進捗状況評価	やや遅延 : 50%以上
改革内容	○市が所有する公共施設等の実態を把握し、施設の有効活用を計画的に検討していく。		
目 標	○平成24年度に公共施設白書の作成。平成25年度に施設の有効活用の検討		
検証及び進捗状況	○平成24年度に公共施設白書作成業務を委託した。関係資料の取りまとめ、対象施設の分析を実施している。 ○平成25年度までを業務期間として対象施設の決定を行う。施設利用のアンケート調査を行い分析と課題の取りまとめを行い白書を作成する。		

【項目7】 市有土地の有効活用

主管課	総務部管財課	進捗状況評価	かなり遅延 : 30%以上
改革内容	○市が所有している未利用土地の有効活用や売却を検討する。		
目 標	○平成25年度に公共施設白書を作成し施設状況分析を行う。平成25年度以降未利用地の有効活用や売却を検討する。		
検証及び進捗状況	○平成25年度中に公共施設白書を作成し施設状況分析を実施する。公共施設白書作成後、白書分析を基に未利用地の有効活用及び売却を行う。		

第4章 第2次行財政改革の検証

2. 健全な財政基盤構築に向けた改革

【項目8】 市税の収納率向上

主管課	総務部収税課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	○税負担の公平性を維持するとともに、必要な財源を確保するため、市税徴収率の向上を図る。		
目標	○平成25年度の市税収納率（現年分）96.5% 平成25年度の市税収納率（滞納繰越分）17.0% 税込を4年間累計で6億増加		
検証及び進捗状況	<p>○滞納は許さないとする市の強い姿勢を示し、滞納者の納税意識を高め収納率向上を図るよう取り組んでいる。</p> <p>○県及び県内市町村と連携し不動産公売を実施している。</p> <p>○「搜索」を強化し、動産の差し押さえやインターネット公売を実施した。</p> <p>○無財産・生活困窮者・所在不明者を調査し滞納処分の執行を停止している。</p> <p>○滞納者に対する行政サービスの制限を行っている。</p> <p>○滞納者の実態を把握し納付できるのに納付しないものを厳正に処分する。</p>		

【項目9】 保育所運営費保護者負担金(保育料)の収納率向上

主管課	保健福祉部保育課	進捗状況評価	順調 : 90%以上
改革内容	○保育料の収納率を向上する		
目標	○保育料の収納率を次のとおり目標とする：H22現年97.2%滞納16.5%、H23現年98.0%滞納9.9%、H24現年98.3%滞納10.9%、H25現年98.5%滞納20.0%		
検証及び進捗状況	<p>○平成21年度から未納者に対して督促状を園から直接手渡している。</p> <p>○平成23年度から保育料の収納窓口を拡大し、保育所で納められる納付環境の体制を整えた。</p> <p>○平成22年度から臨時徴収員を採用し、滞納者へ訪問を実施している。</p> <p>○保育期間が終了すると収納率が低下することから、早めの対応を実施する。</p>		

第4章 第2次行財政改革の検証

【項目10】 学童保育保護者負担金の収納率向上

主管課	保健福祉部児童課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	○学童保育料の収納率を向上する。		
目 標	○学童保育料の収納率を次のとおりの目標とする。平成22年度現年度98.5% 滞納33.2% 平成23年度現年度98.6% 滞納33.3% 平成24年度現年度98.7% 滞納33.5% 平成25年度現年度98.8% 滞納33.7%		
検証及び進捗状況	<p>○入所申請時に、過去の学童保育料滞納の有無を確認し、滞納者については入所申請を不許可としている。</p> <p>○複数月にわたり学童保育料を滞納した際は、退所の処分を検討している。</p> <p>○学童保育が終了後、直接保護者に面会し納税を促した。</p> <p>○過年度収納は学童が退所しているため収納が困難である。過年が発生しないように現年度の収納に取り組んでいる。</p>		

【項目11】 市営住宅使用料の収納率向上

主管課	建設部管理総務課	進捗状況評価	順調 : 90%以上
改革内容	○市営住宅使用料の収納率向上		
目 標	○市営住宅使用料の収納率を次のとおりの目標とする。平成22年度現年度92.7% 滞納11.2% 平成23年度現年度92.8% 滞納11.6% 平成24年度現年度92.9% 滞納13.1% 平成25年度現年度93.1% 滞納16.0% 平成25年度については現年収納率を96%以上と再設定をした。		
検証及び進捗状況	<p>○平成23年度から滞納初期段階から督促状などを「簡易書留」に対応した。</p> <p>○平成23年度から入居者と同様に滞納初期段階から連帯保証人へ「簡易書留」で通知した。</p> <p>○平成24年度に、8世帯の悪質滞納者に対して住宅の「明渡訴訟」を実施した。</p> <p>○訴訟等に係わる専門的な事務の部門担当が必要である。</p>		

第4章 第2次行財政改革の検証

【項目12】 国民健康保険税の収納率向上

主管課	市民環境部国民健康保険課	進捗状況評価	順調 : 90%以上
改革内容	○国民健康保険税の収納率を向上する。		
目 標	○国民健康保険料の収納率を次のとおり目標とする：H22現年90.0%滞納15.0%、H23現年90.0%滞納15.0%、H24現年90.0%滞納15.0%、H25現年90.0%滞納15.0%		
検証及び進捗状況	<p>○滞納者に対して訪問徴収を実施した。滞納者に対して口座振替を勧奨している。滞納者に対して日曜窓口による納付相談を行っている。</p> <p>○無財産、生活困窮者、所在不明者等の調査を進め、徴収猶予該当者の執行停止処分を行った。</p> <p>○県の調整交付金を活用し、現年を過年度にしないように、現年度を中心に徴収を実施した。</p>		

【項目13】 後期高齢者医療保険料の収納率向上

主管課	市民環境部国民健康保険課	進捗状況評価	順調 : 90%以上
改革内容	○後期高齢者医療保険料の収納率を向上する。		
目 標	○後期高齢者医療費保険料の収納率を次のとおり目標とする：H22現年98.4%滞納35.0%、H23現年98.5%滞納35.0%、H24現年98.5%滞納35.5%、H25現年98.6%滞納35.5%		
検証及び進捗状況	<p>○滞納者に対して戸別訪問・催告を重ね、速やかに督促状を発送している。</p> <p>○滞納者に対して短期証や資格証の交付を視野に入れながら常に滞納者と接触しながら徴収業務を行った。</p> <p>○制度発足時からの滞納を不納欠損とした。</p> <p>○課税担当者・徴収担当者・管理職との連携を図り、年2回、強化月間を設定した取り組みを行った。</p>		

第4章 第2次行財政改革の検証

【項目14】 介護保険料の収納率向上

主管課	保健福祉部介護保険課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	○介護保険料の収納率を向上する。		
目 標	○介護保険料の収納率を次のとおりの目標とする。平成22年度現年度97.7% 滞納11.0% 平成23年度現年度97.8% 滞納11.5% 平成24年度現年度97.9% 滞納12.0% 平成25年度現年度97.9% 滞納12.5%		
検証及び進捗状況	○1年以上の滞納者を中心に個別徴収を実施した。 ○毎年10月～12月は徴収強化月間として、個別徴収の職員を増員して実施している。 ○生活困窮者に対して、保険料の減免について広報するとともに個別徴収の際に説明を行っている。		

【項目15】 水道使用料の収納率向上

主管課	公営企業部業務課	進捗状況評価	順調 : 90%以上
改革内容	○水道使用料の収納率を向上する。		
目 標	○水道使用料の収納率を次のとおりの目標とする。平成22年度現年度94.6% 滞納17.5% 平成23年度現年度94.9% 滞納15.5% 平成24年度現年度95.5% 滞納14.7% 平成25年度現年度96.1% 滞納12.6%		
検証及び進捗状況	○平成21年度から新たな滞納者（3期以上）に対し、停水予告通知送付、給水停止の執行を実施した。 ○平成21年度から分納不履行者に対し、給水停止予告通知送付、給水停止の執行を実施した。 ○収納率の向上を目指すため、職員1名・臨時職員1名を処理対応として2名の職員を配置した。		

【項目16】 簡易水道使用料の収納率向上

主管課	公営企業部業務課	進捗状況評価	順調 : 90%以上
改革内容	○平成21年度から簡易水道使用料の収納率を向上する。		
目 標	○簡易水道使用料の収納率を次のとおり目標とする：H22現年97.7%滞納15.6%、H23現年98.8%滞納70.0%、H24現年98.8%滞納71.2%、H25現年98.80%滞納72.7% (平成23年4月から一宮・境川・春日居地区の簡易水道事業を上水道事業に移行により目標を変更)		
検証及び進捗状況	○平成21年度から新たな滞納者（3期以上）に対し停水予告通知送付、給水停止の執行を実施した。 ○平成21年度から分納不履行者に対し、給水停止予告通知送付、給水停止の執行を実施した。 ○収納率の向上を目指すため、職員1名・臨時職員1名を処理対応として2名の職員を配置した。		

第4章 第2次行財政改革の検証

【項目17】 下水道使用料の収納率向上

主管課	公営企業部業務課	進捗状況評価	順調 : 90%以上
改革内容	○下水道使用料の収納率を向上する。		
目 標	○下水道使用料の収納率を次のとおりの目標とする。平成22年度現年度94.3% 滞納13.2% 平成23年度現年度94.3% 滞納14.4% 平成24年度現年度94.7% 滞納15.5% 平成25年度現年度95.1% 滞納16.4%		
検証及び進捗状況	○平成21年度から新たな滞納者（3期以上）に対しては、差し押さ処分を検討している。 ○収納率の向上を目指す組織体制を整えるため、職員1名・臨時職員1名を処理対応として2名の職員を配置した。		

【項目18】 農業集落排水施設使用料の収納率向上

主管課	公営企業部業務課	進捗状況評価	順調 : 90%以上
改革内容	○農業集落排水施設使用料の収納率を向上する。		
目 標	○水道使用料の収納率を次のとおりの目標とする。平成22年度現年度99.0% 滞納34.8% 平成23年度現年度99.0% 滞納36.0% 平成24年度現年度99.0% 滞納47.6% 平成25年度現年度99.0% 滞納62.4%		
検証及び進捗状況	滞納者に対して支払いを催告した。 ○制度に対して理解を求め、滞納者に対して支払いを促した。 ○滞納者に対して分割納付を勧めた。		

【項目19】 温泉使用料の収納率向上

主管課	公営企業部業務課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	○温泉使用料の収納率を向上する。		
目 標	○温泉使用料の収納率を次のとおりの目標とする。平成22年度現年度95.5% 滞納50.0% 平成23年度現年度95.5% 滞納50.0% 平成24年度現年度97.0% 滞納41.7% 平成25年度現年度97.0% 滞納45.5%		
検証及び進捗状況	○滞納者に対して電話や戸別訪問により催告し、温泉を利用している長期滞納者には給湯停止の処分を実施した。 ○現在温泉を利用していない長期滞納者には権利の譲渡を勧め支払いを促した。 ○催告に応じない滞納者対策として、自主的な権利放棄、契約解除等の検討を行った。		

第4章 第2次行財政改革の検証

【項目20】 都市計画税の課税区域の見直し

主管課	総務部税務課	進捗状況評価	達成困難 : 20%以下
改革内容	○都市計画税の課税区域の見直しを行い、歳入の増加を見込む		
目 標	○平成24年度に都市計画税の課税区域の見直しを行い、平成24年度と平成25年度で5.8億円の財政効果を見込む。		
検証及び進捗状況	○平成24年度から都市計画税を課税する予定であったが、経済状況等を勘案し平成27年度まで延期した。 ○平成23年12月議会で3年間延長し、平成27年度から課税（予定）を決議した。 ○税負担の公平性を保つため、平成22年度から平成23年度の間は石和地区の都市計画税の課税を休止した。		

【項目21】 特別会計の経営健全化

主管課	国民健康保険課 介護保険課 業務課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	○国民健康保健特別会計への繰出金等の見直し ○介護保険特別会計への繰出金等の見直し ○水道事業会計への繰出金等の見直し ○簡易水道特別会計への繰出金等の見直し ○農業集落排水特別会計への繰出金等の見直し ○公共下水道特別会計への繰出金等の見直し		
目 標	○特別会計の経営健全化に取り組む。		
検証及び進捗状況	○各特別会計において、収納率の向上、加入率の向上、事業量の縮減を検討した。 ○国民健康保険特別会計は平成21年度に作成した、国民健康保険事業健全化計画を毎年見直し事業を実施している。 ○介護保険特別会計は平成23年度に作成した、第5期介護保険事業計画に基づき事業を実施している。 ○水道事業会計は、平成19年度に作成した（5カ年間）水道事業健全化計画に基づき事業を実施している。 ○公共下水道特別会計は、公的資金補償免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画に基づき事業を実施している。		

第4章 第2次行財政改革の検証

【項目22】 補助金等及び補助団体の見直し

主管課	総務部総務課	進捗状況評価	順調 : 90%以上
改革内容	○補助金等に関する基本方針に基づいて補助金及び補助団体を見直す。		
目 標	○平成23年度までに、補助金等に関する基本方針を見直す。		
検証及び進捗状況	○平成23年度に団体登録事務の廃止した。 ○平成23年度に補助金等の適正化に関する規則の一部改正を改正し実施している。 ○平成23年度に各種補助金等に関する基本方針を作成した。		

【項目23】 普通建設事業の見直し

主管課	経営政策部財政課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	○平成22年から平成25年までの第2次行財政改革大綱計画期間中は、合併特例債の充当可能なものを除いて普通建設事業を抑制する。		
目 標	普通建設事業費を、平成22年度から平成25年度までの4年間累計で10.5億円節減する。		
検証及び進捗状況	○道路の新設及び拡幅工事については、緊急なものを除いては見送る ○公共施設の新設、建替え、補修については、笛吹市耐震改修促進計画等の計画により施設の再編を行った。 ○平成22年、平成23年度においては、地域活性化交付金事業が実施されたため、目標額より増加した。		

【項目24】 ストップ・温暖化の実践

主管課	市民環境部環境推進課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	○各庁舎の節電・節水、公用車のアイドリングストップを徹底して光熱水費を節減する。		
目 標	平成25年度までに各庁舎及び公用車の二酸化炭素排出量を平成21年度より3%削減する。		
検証及び進捗状況	<p>○笛吹市のCO2排出量</p> <p>○平成21年度：9282.55 t (基準年度)</p> <p>○平成22年度：9481.46 t 基準年度対比 2.14%</p> <p>○平成23年度：8217.89 t 基準年度対比▲11.46%</p> <p>○平成24年度：8246.98 t 基準年度対比▲11.15% (参考値)</p> <p>電気、ガソリンなど資源節減を行い、CO2の削減に取り組んでいる。</p> <p>※改革項目の取り組みは、各建屋(庁舎)ごとに行ってる。公表はCO2削減担当の環境推進課のデータを使用しているため、環境推進課を所管課としている。</p>		

第4章 第2次行財政改革の検証

3. 計画的な行政経営実現に向けた改革

【項目25】 行政経営システム構築

主管課	経営政策部財政課	進捗状況評価	順調 : 90%以上
改革内容	○限られた経営資源を活用して総合計画を実現する「選択と集中」の行政経営の仕組みを構築する。		
目 標	○H24年度までに、行政評価に基づいて次年度の経営方針を決定する（次年度に重点化する施策と維持する施策を決定する）仕組みを構築する。 ○H24年度までに、施策別枠配分予算を導入する。		
検証及び進捗状況	○平成22年度から施策マネジメントシートを活用した施策評価の検証を行い、施策の状況についての報告会を実施した。 ○平成22年度から次年度の経営方針を策定した。 ○経営方針の施策優先度に基づいた施策枠配分予算による予算編成を行い、効率的な財政運営が行った。		

【項目26】 行政評価の定着

所管課	経営政策部財政課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	○行政評価結果を公表する。 ○事務事業評価及び施策評価を定着し、予算編成や定員配置、人事管理に活用する。		
目 標	○H22年度までに事務事業マネジメントシート、事務事業企画シート及び施策マネジメントシートを公表する。 ○まちづくり基礎調査を定期的（毎年）に実施し、施策の成果水準を把握する。 ○H24年度までに、マネジメントシートが広く活用されるようになる。（市議会での質問等）		
検証及び進捗状況	○平成22年度から事務事業・施策の検証結果を、事務事業マネジメントシート・施策マネジメントシートを活用し、市民に公表して。 ○毎年まちづくり基礎調査を実施し、市民の意見・要望を、次年度の予算編成及び事務事業の推進に活用している。 ○平成23年度の当初予算から施策別枠配分予算での予算編成を実施している。		

【項目27】 各種計画の検証

所管課	経営政策部経営企画課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	○各種計画に具体的な目標を設定し、達成度を検証するマネジメントサイクルを定着させる。 ○総合計画前期基本計画の各施策の目標達成度を評価し、後期基本計画に反映させる。		
目 標	○各種マネジメントサイクルを行っている。 ○平成24年度に、総合計画前期基本計画（H20～H24）の検証を行い、これに基づいた後期基本計画（H25～H29）を策定し、基本構想で示した将来像実現に向け、市民に市政の方向性を示した。		
検証及び進捗状況	○総合計画後期基本計画の策定（基本構想に基づく後期計画の策定を行ったが、人口推計の見直しによる各施策対応は実施していない。） ○総合計画実施計画の見直しを行った。（今後は後期計画に基づく見直しを行っていく。）		

第4章 第2次行財政改革の検証

【項目28】 月次執行体制の確立

所管課	経営政策部財政課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月の計画に基づいて事務事業及び予算が着実に執行できる仕組みを確立する。 ○年間を通して事務事業及び予算の執行が平準化できる仕組みを確立する。 		
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○各事務事業の予算執行計画の錯誤を±10%以内に抑える。 ○H21年度の〈錯誤±10%以内の事務事業数の割合〉57%を、H22年度70%、H23年度80%、H24年度90%、H25年度100%に向上する。 		
検証及び進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月の行動計画と予算執行計画を作成し、計画性のある効率的な行政運営が行われている。 		

【項目29】 財政計画に基づく行政経営

所管課	経営政策部財政課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	<ul style="list-style-type: none"> ○財政計画に基づいて予算を編成し、執行する行政経営の仕組みを確立する 		
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○一般会計及び特別会計の長期財政シミュレーションを作成する。 ○H22年度に作成した中期財政計画のH23~25年度の歳出の執行率を±5%以内とする。 		
検証及び進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ○計画に基づいた予算編成と予算執行を行うため、毎年、中期財政計画を見直し財政健全化に取り組んでいる。 		

第4章 第2次行財政改革の検証

4. 市民第一主義の行政実現に向けた改革

【項目30-1】 情報公開の推進

所管課	総務部総務課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	○情報公開条例等を適切かつ柔軟に運用し、市民が行政情報を容易かつ迅速に得られるよう促す。		
目 標	○平成22年度までに、公開情報の一覧表を整理し、ホームページ等へ公開する。		
検証及び進捗状況	<p>笛吹市情報公開条例に基づき、毎年度公文書の開示等について公表している。</p> <p>○情報公開請求件数 11件 ・全部開示 6件 ・部分開示 5件 ・非開示 0件</p> <p>○個人情報開示請求件数 3件 ・全部開示 1件 ・部分開示 2件 ・非開示 0件</p> <p>○ファイル簿届出 0件 ○目的外利用提供 0件</p> <p>○平成18年度から市ホームページに公募内容・内定状況・決定内容について公開している。</p> <p>○補助団体等の公開については、部分的な公開となっているが、地域振興促進助成事業の状況について公開している。</p> <p>○他の補助団体には、合併以降地域間の整合性を計っている。また、補助団体すべての状況が把握できないため未実施となっている。</p>		

【項目30-2】 情報公開の推進

所管課	経営政策部経営企画課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	<p>○市の情報をさまざまな媒体・手法を活用し、積極的かつ速やかに市民や市外の人に発信する。</p> <p>○市民が関心を持ち、読みたくなり、理解しやすい広報紙をつくる。</p> <p>○誰もが見やすいホームページづくりを行う。</p> <p>○市の情報を民間の報道機関で報道してもらう。</p>		
目 標	<p>○H24年度までに、まちづくり基礎調査の広報を読む市民の割合を90%に増やす。</p> <p>○H24年度までに、年間ホームページアクセス件数（visits）を1,463千件に増やす。（H25目標1,750千件に再設定）</p> <p>○H24年度までに、まちづくり基礎調査のホームページを見ている市民の割合を25%に増やす。</p> <p>○報道機関への情報提供60件を目指す。（H24目標90件に再設定）</p>		
検証及び進捗状況	<p>○毎年実施している、まちづくり基礎調査の集計結果による。</p> <p>○広報を読む市民の割合 平成22年度84.4% 平成23年度84.2% 平成24年度83.7%</p> <p>○ホームページアクセス件数 平成22年度1,750千件 平成23年度1,430千件 平成24年度1,670千件</p> <p>○ホームページを見ている市民の割合 平成22年度21.3% 平成23年度20.6% 平成24年度22.9%</p> <p>○報道機関への情報提供件数 平成22年度81件 平成23年度91件 平成24年度71件</p>		

第4章 第2次行財政改革の検証

【項目31】 広聴の充実

所管課	経営政策部経営企画課	進捗状況評価	やや遅延 : 50%以上
改革内容	○市民が、日々考えている意見や疑問を気軽に行政に伝えることができ、まちづくりに進んで参加するようになる。		
目 標	○市民ミーティング年間開催回数10回を目指す。		
検証及び進捗状況	<p>○広報紙、ホームページによる周知・開催回数は、平成22年度8回 平成23年度4回 平成24年度9回（大型建設事業をテーマとしたミーティングの実施回数である。）</p> <p>○公募型の回数が伸びていないため、広聴の目的を達成していない。（市民ミーティングのあり方を見直す時期に来ている。）</p> <p>○市長への手紙、お問合せメールを広聴の体系に位置づける必要がある。</p>		

【項目32】 協働のまちづくりの推進

所管課	市民環境部市民活動支援課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	○市民の自主的・主体的活動を促進すると共に、市民の主体的な公共への参画と行政とのパートナーシップ形成を促進し、協働のまちづくりの仕組みをつくる。		
目 標	<p>○平成25年度までに、市民と行政の役割を明確にした笛吹市市民協働ガイドブック（仮称）を作成する。</p> <p>○平成25年度までに、地域づくり協議会設置検討会（仮称）を組織し、協議会設置に向けた検討を始める。</p> <p>○平成25年度（7年目）までに、地域振興促進助成事業、市民ボランティア・NPO支援事業を活用して、市民活動団体（把握）を115団体、NPO法人（認証）25団体の育成を目指す。</p>		
検証及び進捗状況	<p>○平成22年度に職員のための「市民との協働ハンドブック」を作成し、各課で読み合わせを開始した。</p> <p>○平成23年度に地域づくり協議会等の組織づくりのモデル地域となる境川地区で市民の自発的活動を促すための支援を行った。平成24年度には芦川地区で住民自身が自発的に行う活動に結びつけるきっかけづくりの場としてワークショップを開催した。</p> <p>○平成24年度地域振興促進助成事業18団体、NPO助成事業3団体に助成金交付を行い、6年間で地域振興促進助成事業は述べ132団体を支援した。</p>		

第4章 第2次行財政改革の検証

【項目33-1】 窓口サービスの充実

所管課	市民環境部戸籍住民課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	<p>○市内7ヶ所、甲州市1ヶ所に設置された証明書自動交付機から年末年始を除きいつでも住民票の写しと印鑑登録証明書を取ることができるサービスを行なう。</p> <p>○コンビニ交付の実施について検討する。</p> <p>○本庁での総合窓口化に向けた取り組みを進める。</p> <p>○日曜窓口取扱業務の見直しを進める。</p>		
目 標	<p>○証明書自動交付機については、平成25年度末までに、住基カードの交付率28%（20,000枚）、証明書自動交付機の利用率35%以上を目指す。</p> <p>○コンビニエンスストア交付については、平成25年度末までにコンビニ交付の利用サービス及び手数料等の検討を行なう。</p> <p>○本庁総合窓口については、平成25年度末までに、総合窓口での取扱業務について決定をする。</p> <p>○日曜窓口については、平成23年度末までに、住民票の除票、戸籍の附票の写し、身分証明書交付等、日曜窓口での取扱い業務の拡大について業務体制を含め決定する。</p>		
検証及び進捗状況	<p>○証明自動交付機の利用率は、平成24年度末で39%の利用率であった。</p> <p>○コンビニエンスストアの交付利用率は、平成24年度末で33%の利用率であった。</p> <p>○平成25年度から本庁舎に証明書専用の証明書交付窓口を開設した。</p> <p>○平成19年度から行っている日曜窓口の業務内容については、業務拡大について検討している。</p>		

【項目33-2】 窓口サービスの充実

所管課	総務部総務課	進捗状況評価	ほぼ順調 : 70%以上
改革内容	<p>○本庁窓口の総合化・ワンストップ化に向けた事務組織を検討する。</p>		
目 標	<p>○平成25年度までに総合窓口に対応できる事務組織体制及び取り扱い事務について決定する。併せてワンストップ・システム導入について研究・検討する。</p>		
検証及び進捗状況	<p>○平成22年度に検討組織を設置する(事務組織検討委員会に分科会を設置した。)</p> <p>○平成22年度から24年度の間「事務組織体制を検討する。」「取り扱い業務を精査する。」「窓口ワンストップ・システムを研究する。」「委託業務を検討する。」を実施した。</p>		

第5章 将来の財政予測

5-1. 将来の財政予測

平成26年度から平成35年度までの10年間で推計した長期財政計画は、笛吹市のまちづくりの指針である「第一次笛吹市総合計画」において定めた諸事業の実施と、市民サービスの水準を確保しながらも健全で安定した財政基盤の構築を目指すための指針として策定されています。

この長期財政計画の推計から見ると、平成35年度までの間においては、直ちに財政が危険な状況になることはありませんが、基金残高の減少など厳しい財政状況が予測されます。

また、歳入の普通交付税においては、平成27年度以降、普通交付税の一本算定化により漸減されることとなり、歳入状況は一段と厳しい状況となることが予測されます。

一方、歳出については、高齢化社会の進展に伴う社会保障費の増加、臨時財政対策債及び合併特例債の活用に伴う公債費の増加、公共施設の老朽化による改修・修繕費の増加等、多くの懸念材料が存在しています。

このため、第3次行財政改革大綱における改革の視点の取り組みを遂行し、将来にわたって健全な財政が堅持できるよう努めてまいります。

5-1-1 計画期間及び会計単位

② 平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

② 会計単位は一般会計とします。

5-1-2 収支試算の前提条件

① 平成25年度現年度会計は、3月補正後現計予算を全額執行するものと仮定した上で、平成26年度当初予算歳入・歳出353億5千3百万円を基本として推計しました。

② 平成27年度以降は当初予算ベースとして見込みました。

③ 行財政制度は、平成27年度以降は原則としてすでに法案等が成立しているものを除き、現行制度に変更がないものとししました。

第5章 将来の財政予測

5-1-3 歳入・歳出の試算の内容

地方税	現状の市税課税・収納状況と「都市計画の課税区域の見直し」により推計しています。
地方譲与税・各種交付金	現行の制度を基本として試算し、平成 26 年度当初予算見込み数値と同額としました。なお、地方消費税交付金につきましては、平成 26 年度からの消費税税率の改正を見込み推計しています。
地方交付税	平成 26 年度の普通交付税額は、地方財政計画を参考にしました。平成 27 年度以降につきましては、段階的に一本算定化されることから定められた一定割合を減額するとともに、現算定基準に公債費に係る交付税算入分を考慮して推計しました。なお、一本算定化の影響を受け減額される経費は、事業費補正及び密度補正を含めた公債費以外の経費として試算しています。また、国では合併団体に対する普通交付税の算定方法について改正を予定しておりますが、現在のところ不明確な状況であることから、従前の算定方法として推計しています。臨時財政対策債の発行額は、地方債計画を参考にしました。平成 27 年度以降につきましては普通交付税と同様に一本算定化されることから減額して試算しました。特別交付税は、平成 26 年度当初予算額を基本としています。
分担金及び負担金	平成 26 年度の当初予算額に基づき推計していますが、平成 27 年以降、ごみ処理中間施設建設に関わる組合及び関係市からの負担金は控除しています。
使用料及び手数料	平成 26 年度の当初予算額に基づき推計しています。
国庫支出金・県支出金	平成 26 年度の予算額及び事業費の積上げにより算定しています。
繰入金	各年度において財源不足が生じる場合は、歳入歳出の均衡を図るため各種基金からの繰入金を見込みました。
地方債	地方債計画を基本とし算定しています。臨時財政対策債については今後も継続するものとし、見込んでいますが、地方交付税の振替分であるため、地方交付税の項目に算入しています。市債発行については、事業費の積上げにより算定しています。普通債の借入れについては、平成 31 年度までは合併特例債の活用を見込み、その後は一般単独事業債等の借り入れを見込みました。なお、芦川地区に係わる事業については、過疎債の活用を見込んでいます。

第5章 将来の財政予測

その他	財産収入、寄附金、諸収入については、平成 26 年度の当初予算額を基本に算定しています。
人件費	各種委員会委員等の報酬については、平成 26 年度予算額を基本とし算定しています。また、一般職の給与費については、職員数定員適正化計画を参考とし、職員数を削減することを基本として算定しています。
物件費	平成 26 年度予算額を基本として算定しています。公共施設等の維持管理費については、既存の施設が存続するものとして推計しています。
維持補修費	平成 26 年度予算額と同額としています。
扶助費	平成 26 年度予算額を基本として算定しています。また、少子高齢化の影響、社会保障費の推移を見込み毎年 1%強の伸びを推計しています。
補助費	平成 26 年度予算額を基本として算定しています。平成 26 年度以降は、甲府峡東ごみ処理組合への施設建設負担金の増額を考慮して推計しています。
普通建設事業費	総合計画に掲げる事業及び新市建設計画・新笛吹市基本計画に基づいて、事業費の総額と財源の確保(特に合併特例債の充当及び一般財源の確保)に重点をおき、各年度の事業費を試算しています。
公債費	既発行分については償還計画から算出し、総合計画に掲げる事業等による新たな発行分については、見込み額を現行制度の償還条件により推計し合算して算出しています。
積立金	財政調整基金をはじめとする各種基金の運用利息について算定しています。また、過疎債のソフト分を活用し、芦川地区過疎地域活性化基金への積立金を見込みました。
投資及び出資金	浄水場建設出資費、及び統合前の簡易水道における起債償還元金を見込んで算定しています。
繰出金	平成 26 年度予算額を基本としています。各特別会計の事業推移を見込んで積み上げにより算定していますが、各事業の運営状況により見直しが必要となります。

平成26年度から平成35年度までの財政シミュレーション

(単位:百万円)

(1) 歳入

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
市税	8,370	8,908	8,908	8,908	8,908	8,908	8,908	8,908	8,908	8,908
地方譲与税	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245
利子割交付金	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
配当割交付金	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
株式譲渡所得割交付金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
地方消費税交付金	722	1,076	1,076	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
ゴルフ場利用税交付金	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
自動車取得税交付金	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
地方特例交付金	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
地方交付税	10,953	11,146	10,582	9,840	9,100	8,556	7,771	7,785	7,720	7,616
交通安全対策特別交付金	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
分担金及び負担金	981	570	570	570	570	570	570	570	570	570
使用料・手数料	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159
国庫支出金	4,683	3,503	3,264	3,124	3,158	3,169	3,222	3,253	3,297	3,349
県支出金	2,172	1,585	1,568	1,579	1,613	1,618	1,604	1,617	1,656	1,668
財産収入	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93
寄附金	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
繰入金	1,373	258	847	1,083	1,617	1,859	2,441	2,456	2,231	2,213
繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232
地方債	5,173	3,687	2,203	942	923	1,173	981	1,219	955	421
歳入合計	35,353	31,659	29,944	28,364	28,207	28,171	27,815	28,126	27,655	27,063

(2) 歳出

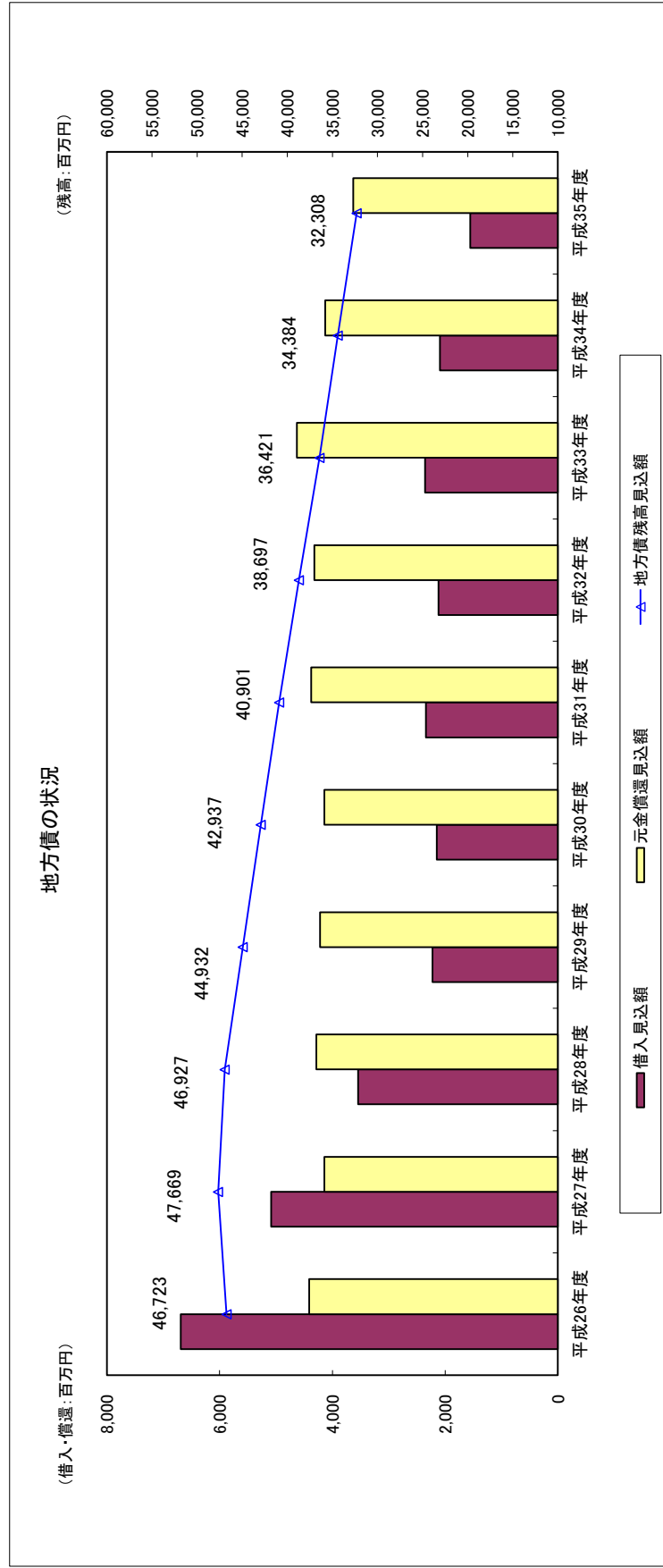
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
人件費	4,511	4,548	4,524	4,465	4,415	4,356	4,320	4,252	4,191	4,170
物件費	4,631	4,526	4,465	4,453	4,496	4,493	4,475	4,466	4,461	4,479
維持補修費	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131
扶助費	5,713	5,814	5,916	6,025	6,115	6,204	6,312	6,409	6,502	6,601
補助費	3,290	3,772	3,267	2,303	2,297	2,294	2,287	2,284	2,273	2,268
普通建設事業費	7,618	3,773	2,426	1,828	1,792	1,540	1,228	1,223	1,359	1,225
公債費	4,907	4,656	4,813	4,739	4,641	4,852	4,777	5,065	4,542	4,029
積立金	22	19	21	21	21	21	21	24	24	24
投資及び出資金、貸付金	292	200	126	108	111	109	107	102	89	75
繰出金	4,208	4,190	4,225	4,261	4,158	4,141	4,127	4,140	4,053	4,031
予備費	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
歳出合計	35,353	31,659	29,944	28,364	28,207	28,171	27,815	28,126	27,655	27,063

IV 地方債残高の推移

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
借入見込額	6,688	5,087	3,545	2,225	2,148	2,339	2,117	2,354	2,090	1,556
元金償還見込額	4,410	4,141	4,287	4,220	4,143	4,375	4,321	4,630	4,127	3,632
地方債残高見込額	46,723	47,669	46,927	44,932	42,937	40,901	38,697	36,421	34,384	32,308

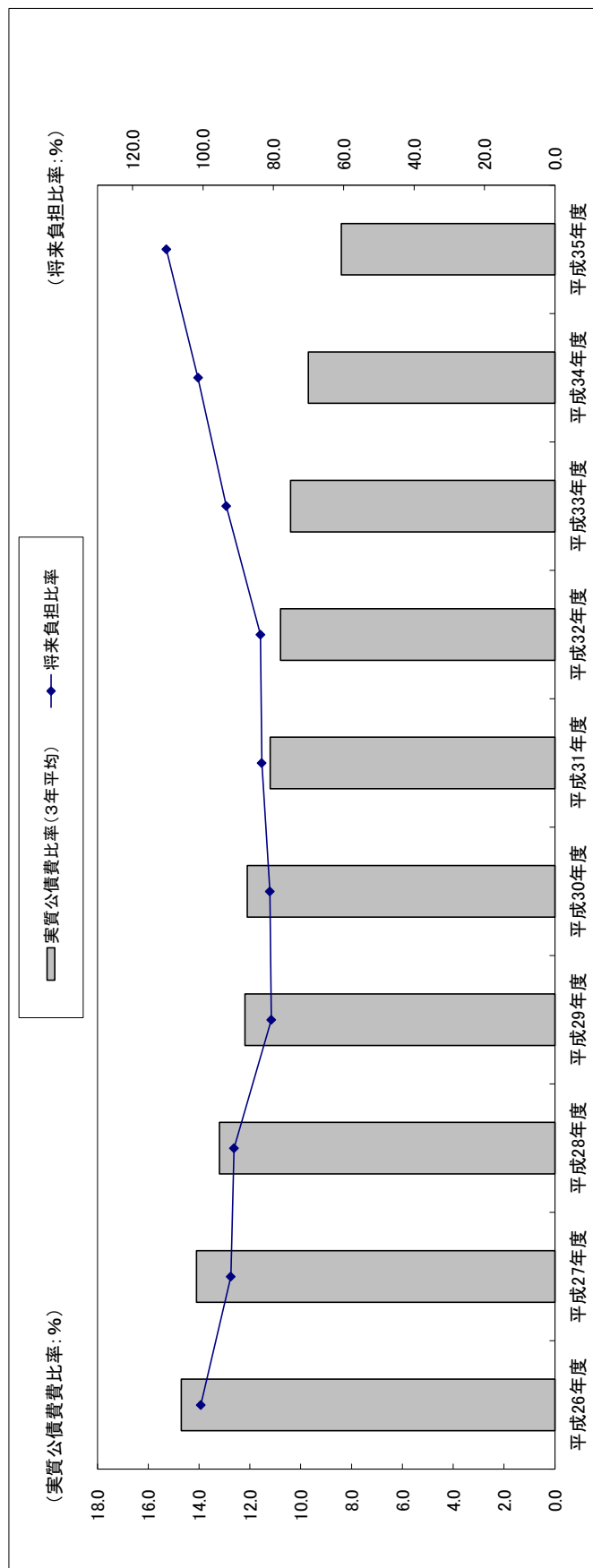
* 臨時財政対策債・借換債を含んでいます。



V 実質公債費比率、将来負担比率の推移

(単位：%)

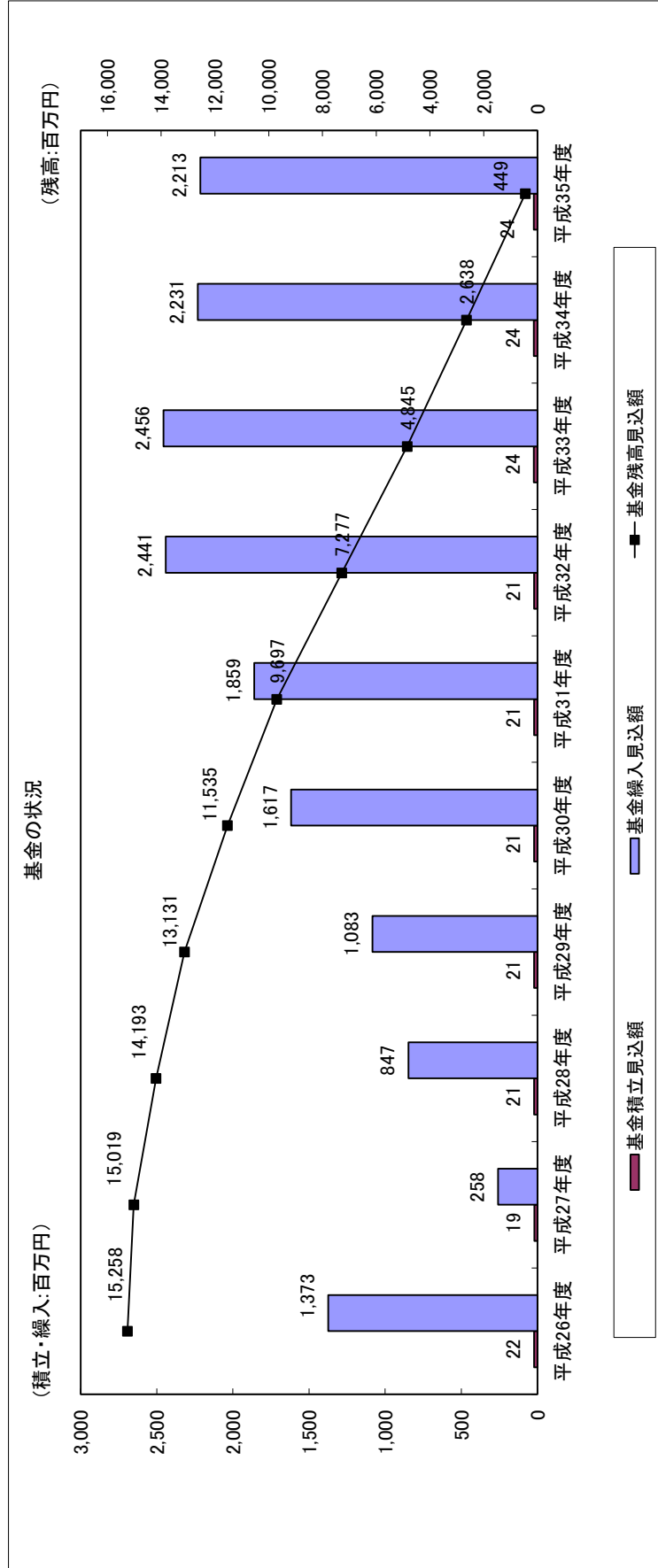
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
実質公債費比率(3年平均)	14.7	14.1	13.2	12.2	12.1	11.2	10.8	10.4	9.7	8.4
将来負担比率	100.6	92.1	91.2	80.6	81.0	83.3	83.7	93.4	101.4	110.4



VI 基金残高の推移

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
基金積立見込額	22	19	21	21	21	21	21	24	24	24
基金繰入見込額	1,373	258	847	1,083	1,617	1,859	2,441	2,456	2,231	2,213
基金残高見込額	15,258	15,019	14,193	13,131	11,535	9,697	7,277	4,845	2,638	449



※ 北野福祉基金及び土地開発基金（定額運用基金）並びに特別会計所管の基金については、基金残高に残高に含めていません。

平成 26 年 3 月 26 日

笛吹市長 倉嶋清次 様

笛吹市行政改革推進委員会 答申

笛吹市行政改革推進委員会
会長 日高昭夫



平成 25 年 5 月 15 日に市長から諮問をうけました笛吹市行政改革の件について、市より提案のあった『第 3 次笛吹市行財政改革大綱』の原案を中心に、本委員会において活発かつ精力的な議論、審議を重ねました。その結果、『大綱』に本委員会での審議内容がおおむね反映されました。

本委員会での審議の経過および結果を踏まえて、笛吹市において鋭意、『大綱』の推進に取り組まれますよう要望いたします。

なお、本市における行財政改革の推進に際しまして、本委員会での議論や提言、要望を踏まえ、下記のような諸点についてさらに一層留意され、よりよい笛吹市の実現にご尽力されるよう、委員会として要請いたします。

記

1. 笛吹市の将来構想と行財政改革大綱の役割

第 3 次行財政改革大綱は、市民および市行政がその持てる力と資源を最大限に引き出すことができるよう、市民との協働や職員の意識向上に向けた行財政の仕組みと運用の再構築を目標にしています。当然のことながら、この大綱を実効あるものにするためには、それが最終的に寄与すべき将来構想や政策目的と連動している必要があります。

こうした視点から、行財政改革の大前提として、次のような点をより一層明確にした市政運営が望まれます。

(1) 笛吹市のまちづくり基本戦略の方向性の明示

市行政全体の方向づけとなる、持続可能なまちづくり基本戦略を明示し、笛吹市のめざすべき中長期のグランドデザインを示す。

(2) 基本戦略および総合計画と連動した行財政改革を推進するための市民と職員との協働体勢の整備

市民各層および市職員各層の知恵、経験、技術を統合し、市民と行政との協働体勢づくりに着手する。

2. 第3次行財政改革大綱を実効あるものにするための喫緊の重点課題

特に喫緊の重点課題として、市民と行政との「協働」を具現化するための制度的保証のあり方を見直し総合的な視点で再設計することが不可欠です。具体的には、次のような課題について速やかに検討すると同時に実行可能なものから順次具体化することを要望します。

(1) 条例及び指針・計画等による市民協働または市民参加の制度の整備

(2) 全庁的な市民協働推進組織体制の整備

(3) 市民協働事業を統括する市行政窓口のワンストップ化と縦割り行政の調整機能の整備

(4) 市民協働を推奨する人事管理制度と人材育成の具体策の確立

(5) 公共施設再配置等の行財政改革に関する重要懸案事項について現状分析と解決策の提案を集中的に実行する、庁内プロジェクトチーム及び市民協働型委員会（もしくは当委員会の部会）の設置

以上

笛吹市行政改革推進委員会条例

平成16年10月12日

条例第7号

改正 平成19年3月20日条例第11号

平成20年3月25日条例第19号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素かつ効率的な市制の実現を推進するため、笛吹市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、本市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営政策部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月12日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

笛吹市行政改革推進委員会条例施行規則

平成21年2月13日 規則第1号

改正 平成25年7月1日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、笛吹市行政改革推進委員会条例(平成16年笛吹市条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 条例第2条に規定する行政改革の推進に関する重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱及び集中改革プランの策定に関する事項
- (2) 前号に基づく行財政改革の進捗状況の監視に関する事項
- (3) その他行財政改革の重要懸案に関する事項

(委員の構成)

第3条 条例第3条第2項に規定する委員(以下「委員」という。)は、次の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 関係団体を代表する者 8人以内
- (3) 公募による者 8人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第2号の委員は、当該身分を失った場合は、委員を辞したものとする。

3 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 条例第5条に規定する会議(以下「会議」という。)は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに委嘱された委員の任期は、この規則の施行の日の前日までとする。

3 この規則の施行の際現に改正前の第4条第1項の規定により委嘱されている委員の任期は、新規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則(平成25年7月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

笛吹市行政改革推進本部設置要綱

平成16年10月12日

訓令第1号

改正 平成19年3月20日訓令第5号

平成19年3月20日訓令第6号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、笛吹市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長、部長及び市長の指名する職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成16年10月12日から施行する。

附 則(平成19年3月20日訓令第5号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

平成25年度 笛吹市行政改革推進委員会委員

(平成25年5月15日)

氏名	分類	
日高 昭夫	会長 (学識経験者)	山梨学院大学副学長・法学部長
山本 秀治	委員 (関係団体)	石和町区長会副会長
古屋 勝仁	委員 (関係団体)	一宮町区長会副会長
霜村 武士	委員 (関係団体)	芦川町区長会副会長
小河内 英紀	委員 (関係団体)	NPO法人 ふえふき旬感ネット
神宮司 忍	委員 (関係団体)	NPO法人 Hope笛吹
高野 比登美	委員 (関係団体)	NPO法人 笛吹市障がい者を支える会 ありがとう
馬場 武夫	委員 (公募市民)	笛吹市災害ボランティア連絡会
反田 信	委員 (公募市民)	自営業
三井 久美子	委員 (公募市民)	自営業
鈴木 陽子	委員 (公募市民)	家事専業
保坂 一仁	委員 (公募市民)	自営業
島田 正浩	委員 (公募市民)	自営業
布施 由美	委員 (公募市民)	会社員
芦澤 栄	市役所職員	経営政策部長
成島 敦志	(庶務)	経営政策部財政課長
小宮山 昌彦	(庶務)	経営政策部財政課行政改革担当リーダー
西海 朗	(庶務)	経営政策部財政課行政改革担当

平成25年度 笛吹市行政改革推進本部委員名簿

(平成25年4月1日)

氏名	役職	
倉嶋清次	本部長	市長
久保田克己	副本部長	副市長
坂本誠二郎	本部員	教育長
荻原明人	本部員	総務部長
芦澤 栄	本部員	経営政策部長
前田一貴	本部員	市民環境部長
山下真弥	本部員	保健福祉部長
鶴田一二美	本部員	福祉事務所長
風間和仁	本部員	産業観光部長
斉藤 壽	本部員	建設部長
松岡利明	本部員	公営企業部長
萩原幸広	本部員	会計管理者
鈴木幸弘	本部員	議会事務局長
堀内常雄	本部員	教育委員会教育部長
津島宏貴	本部員	ふえふき文化スポーツ財団局長
山下 勇	本部員	農業委員会事務局長
風間 勇	本部員	消防本部消防長
渡邊道彦	本部員	消防本部次長
雨宮寿男	本部員	総務部総務課長
風間 斉	本部員	経営政策部経営企画課長
鈴木利也	本部員	御坂支所長
降矢静樹	本部員	一宮支所長
武川美弘	本部員	八代支所長
有野昌樹	本部員	境川支所長
飯島一美	本部員	春日居支所長
飯田 修	本部員	芦川支所長
成島敦志	庶務	経営政策部財政課長
小宮山昌彦	庶務	経営政策部財政課行政改革担当リーダー
西海 朗	庶務	経営政策部財政課行政改革担当

第3次笛吹市行財政改革大綱策定までの経過

平成 25 年 2 月 20 日	第3回行政改革推進本部会議開催
平成 25 年 4 月 23 日	第1回行政改革推進本部会議開催
平成 25 年 5 月 9 日	市政課題(満足度)の取り組みを検討
平成 25 年 5 月 10 日	笛吹市行政改革推進委員会条例施行規則の改正 笛吹市行政改革推進委員会条例施行規則第4条(委員の任期)の改正
平成 25 年 5 月 15 日	市長から行政改革推進委員会へ諮問
平成 25 年 5 月 15 日	第1回行政改革推進委員会開催
平成 25 年 5 月 20 日	市民意識調査を職員に実施
平成 25 年 5 月 28 日	第2回行政改革推進本部会議開催
平成 25 年 6 月 26 日	市民意識調査を実施(1000 人に郵送)
平成 25 年 7 月 11 日	第3回行政改革推進本部会議開催
平成 25 年 7 月 22 日	第2回行政改革推進委員会開催
平成 25 年 9 月 24 日	第4回行政改革推進本部会議開催
平成 25 年 10 月 9 日	第3回行政改革推進委員会開催
平成 25 年 11 月 26 日	第5回行政改革推進本部会議開催
平成 25 年 12 月 11 日	第4回行政改革推進委員会開催
平成 25 年 12 月 24 日	第6回行政改革推進本部会議開催
平成 26 年 1 月 16 日	第7回行政改革推進本部会議開催
平成 26 年 1 月 22 日	第 5 回行政改革推進委員会開催
平成 26 年 2 月 25 日	第 8 回行政改革推進本部会議開催
平成 26 年 3 月 12 日	第 6 回行政改革推進委員会開催
平成 26 年 3 月 25 日	部局長会議へ第3次行財政改革大綱素案の提出
平成 26 年 3 月 26 日	行政改革推進委員会から市長へ答申
平成 26 年 3 月 28 日～4 月 18 日	パブリック・コメント手続き